

【重点項目】

1 「地方目線」の少子化対策【財源確保・税制改正】

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

都市部と地方部では求められる少子化対策が異なります。例えば、都市部では保育所整備等の待機児童対策に資する事業のニーズが大きく、一方、地方部では待機児童対策よりも結婚したくても望みが叶わない若年者のために出逢いの場づくりや経済的な安定を築く事業などが求められます。このように、少子化危機を突破するためには地域の実情に的確に対応した「地方目線」「当事者目線」での対策が必要です。

- 1 ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源の確保
各地域が創意工夫して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含め、「地方目線」「当事者目線」で、きめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を恒久化・拡充すること。
また、市町村事業の交付決定については、地域の実情に応じて都道府県知事が弾力的に交付決定できるようにすること。
出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、少子化対策を講じるための財源をさらに確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度において必要な財源の確保
新制度全体が円滑に実施され、子どもに対する教育・保育の量的拡充と質の改善が図られるよう、地方負担分への財政措置を含め必要な財源（1兆円超程度）の確保を確実に行うこと。
- 3 結婚・子育てを世代間で支えあう制度の創設
高齢者から子・孫の世代への自発的な資産移転の促進により、若い世代の結婚や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、贈与税における新たな非課税制度を創設すること。
- 4 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業への支援の充実
改正次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定を受けた企業（次世代認定マーク（くるみん）取得企業）に対する税制優遇適用期限（平成27年3月末）の延長と、割増償却対象期間の延長や対象資産の拡大、割増償却率の引き上げを行うこと。
また、次世代育成支援対策の実施の状況が特に優良な「プラチナくるみん（仮称）」取得企業に対する税制優遇措置は、中小企業にとってもインセンティブとなるものとする。

《現状》

- 地域少子化対策強化交付金の県内市町への交付決定は、要綱上は都道府県知事が行うこととされていますが、事務の取扱いは、各市町の申請をすべて内閣府がチェックし、内示が得られた事業のみ都道府県知事が申請しており、市町の実情に応じて柔軟に交付決定を行うことができない状況です。
- 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、1兆円超の財源が必要とされています。このうち消費税増収分から充当される7千億円以外の3千億円超は、引き続き予算編成過程で確保に取り組むこととされ、現時点では確保されていません。また、国の平成27年度予算概算要求では、平成27年度の「社会保障の充実」に係る予算は事項要求の取扱いとされ、新制度の実施に必要な財源が確保されるか見通しの立たない状況です。
- 世帯主の世代別資産総額では、60歳代以上の世帯に家計資産全体の約6割が集中しています。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について、企業や地方自治体の計画策定率は高いものの、例えば長時間労働の改善など具体的な取組が進んでいない現状があります。

《課題》

- ① 地域少子化対策強化交付金について、都道府県知事の判断で、市町の実情に応じて柔軟に交付決定を行うことが必要です。
- ② 子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、1兆円超の財源確保が必要です。
- ③ 若い世代の結婚や子育てに伴う経済的な負担を軽減するためには、国や地方自治体において財源を確保し支援することと併せて、高齢者から子・孫の世代への資産移転を促進する必要があります。
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業からは「計画策定や大臣認定の具体的なメリットを増やして欲しい」といった声も多くあがっていることから、計画の実効性を向上させるため、企業に対するインセンティブを高めることが必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課
関係法令等 地域少子化対策強化交付金交付要綱、次世代育成支援対策推進法

1 「地方目線」の少子化対策【結婚、妊娠・出産、子育て】①

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

5 未婚化・晩婚化対策

少子化の大きな要因の一つとなっている未婚化・晩婚化の対策として、個人の意思を尊重しつつ、地方が行う出逢いの場の構築等への財政的支援を行うこと。

6 不妊・不育症治療への支援の拡充

(1) 特定不妊治療に対する医療保険適用など経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。また、男性不妊治療を行う場合は特に医療費が高額となることから、男性不妊治療に対する経済的支援の拡充を図ること。さらに、人工授精に対する公的助成制度を創設すること。

(2) 治療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得についての支援を行うこと。

7 産前産後から子育てに至るまでの切れ目のない母子への支援に向けての仕組みづくりに係る費用の支援

地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を行うため、都道府県に対し専門的知見をもった人材(アドバイザー)の配置や、保健師・助産師・看護師等地域の核となる人材の育成に係る費用を助成すること。また、市町村に対しては、地域の核となる人材の確保に係る費用や拠点となる場の運営費用を支援すること。

8 子どもの教育・保育環境等の充実

(1) 幼稚園及び保育所について、同時入所等の制限をせずに第2子、第3子の保育料を無料化または軽減すること。

(2) 病児・病後児保育については、利用者の変動によらず、利用定員に応じた看護師や保育士を常時配置していることから、それに見合うよう補助基準を見直すこと。

(3) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営ができるよう、国庫補助における人数要件(10人)の撤廃および開設日数(250日)の要件緩和を図ること。また、特例分(開設日数:200~249日)において、年間平均児童数別の補助基準額の設定、長期休暇等分の加算の設定を行うこと。

(4) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援のため、障がい児保育を行う職員への指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。

(5) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を容易にするため、年度当初の職員の加配を可能にする仕組みを導入すること。

《現状》

■ 平均初婚年齢および生涯未婚率は上昇を続けています。※平均初婚年齢(平成25年)三重県【男性】30.5歳【女性】28.7歳

■ 特定不妊治療は高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。さらに、人工授精についても保険診療対象外となっており、助成を受けられ

る自治体も少ないため、不妊や不育症に悩む夫婦は、精神的に不安を抱えるとともに、経済的な負担も強いられています。

- 妊娠・出産から子育て期においては、市町村を中心にさまざまな母子保健サービスが行われていますが、医療機関（産科・小児科）、市町村（母子保健担当・子育て支援担当等）、地域の子育て支援組織等、サービスの窓口や実施機関が分散しており、身近なところでワンストップで継続的な相談支援を受ける仕組みがありません。また、虐待等のリスクの高い人を中心にアプローチすることが主であり、すべての子育て家庭を対象とした予防的アプローチの視点が薄い状況です。
- 子どもを持たない理由の一つとして経済的理由があり、特に3人目については経済的な支援が必要とされています。
- 病児・病後児保育事業による補助は利用児童数に応じて加算されますが、利用児童数は日によって変動するため、利用定員を満たす看護師等や保育士を配置すると実施機関の経営は厳しくなります。
- 子どもの少ない地方においては、補助の人数要件等が足りず、放課後児童クラブの補助が受けられない場合があります。また、250日を少し切る程度の開所日数（土日に開所を要しない）の放課後児童クラブについては、国庫補助の特例（200日～249日開所）の対象にはなっていますが、補助基準額は年間平均児童数を20人以上とし定額であること、長時間開設加算に長期休暇分の設定がないことから、250日以上開所の放課後児童クラブに比べるとかなり低額となり、運営は非常に厳しいものとなっています。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。また、低年齢児保育は年度の後半に増加する傾向にありますが、保育士が確保できず待機児童となる場合があります。

《課題》

- ① 地方自治体や企業による結婚支援の取組が広がりつつありますが、結婚を望む人が結婚できるよう、さらなる支援体制の構築が必要です。
- ② 不妊や不育症治療等を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成することで経済的に支援するとともに、専門的な知識・スキルを持った認定看護師による相談体制を整えることで精神的な負担も軽減する必要があります。
- ③ 身近なところで継続的かつ予防的な支援をワンストップで切れ目なく行う仕組みづくりが必要です。そのためには、各市町村に保健師・助産師・看護師等地域の母子保健サービスをコーディネートする核となる人材（母子保健コーディネーター等）と地域の相談拠点となる場の確保が必要です。また、市町村における母子保健の現状分析を行い、「各市町村の実情をふまえた途切れのない支援の仕組み」を構築するために、専門的知見をもった人材による市町村支援を行うことが必要です。
- ④ 現在、同時入所等を条件として第2子は半額、第3子以降は無料とする制度がありますが、さらに、同時入所等の制限をせずに保育料を無料化または軽減していくことで、多子世帯の子育てを経済的に支援する必要があります。
- ⑤ 病児・病後児保育事業による補助は、利用児童数に応じた加算ではなく、利用定員に見合った補助となるよう基準の見直しが必要です。
- ⑥ 地域の実情に応じた放課後児童クラブを設置するには、小規模な放課後児童クラブであっても補助が受けられるよう補助制度の見直しが必要です。また、開設日数（250日）の要件を緩和するなどの見直しが必要です。
- ⑦ 広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。また、待機児童となりがちな低年齢児の保育を確保するためには、年度当初から保育士の配置が必要となります。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局小中学校教育課
関係法令等 母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（国）、児童福祉法、児童福祉法施行令

1 「地方目線」の少子化対策【結婚、妊娠・出産、子育て】②

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

9 小児在宅医療に係るレスパイトへの財政措置の拡充

NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

10 子どもの貧困対策への支援

(1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、地方が行う施策については、支援等の実施に必要な財政措置を講じること。

(2) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付期間の延長と給付額の増額を図ること。

11 発達障がい児等への支援機能の強化

発達障がい児等に対する早期支援を図るため、市町村における専門人材の育成（長期の研修派遣等）に係る支援制度をメニューに追加するなど、必要な予算措置を行うとともに、支援制度全体の予算総額の十分な確保に努めること。

12 企業と若者をつなぐ取組の充実

若者の安定的な雇用（正規雇用）に向けて、また、就職活動時のミスマッチによる早期退職等を防ぐため、インターンシップや若者への企業からの情報発信の制度を充実させること。

《現状》

- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。
- 平成22年の子どもの貧困率は、過去最悪の16.3%となりました。特にひとり親世帯の貧困率は、54.6%に上っています。
- 本県では、児童精神科医療施設である小児心療センターあすなろ学園で、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて、地域で発達障がい児等への支援の核となる専門人材の育成を支援しているところです。
- 就職活動時の企業と若者のミスマッチにより、正規雇用の若者が早期に離職することや、安易に非正規雇用を選択する場合があります。また、中小企業においては、若者に対する情報発信力が不足しています。

《課題》

- ① 身近なところでレスパイトを受け入れる施設や家族を支援する体制を整備するとともに、NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族の一時支援を目的とする日中一時支援事業の補助率を嵩上げすることにより、医療機関等における支援体制の整備を促進する必要があります。
- ② 平成26年8月に決定された「子供の貧困対策に関する大綱」は、子どもの教育支援に力点をおいた内容となっていますが、着実に施策を実施するためには、財政支援措置が必要です。また、ひとり親家庭の親の就労を支援するために実施している「高等職業訓練促進給付金事業」については、制度は恒久化されたものの、給付額の減額や給付期間の縮小により、利用者が減少しています。
- ③ 発達障がいに関する支援ニーズが高まる中、市町村においては、専門人材の育成が急務である一方、長期の研修派遣を行う財政的な余裕がなく、また、国の制度にも支援メニューもない状況です。市町村職員の長期研修に係る支援メニューの追加（派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等）とともに、支援制度総額の拡大も含めた予算措置が必要です。
- ④ 若者が結婚し、子育てできるようにしていくためには、安定した経済的な基盤を確立することが重要であることから、新卒時の正規雇用促進に向けた意識啓発と就職に至るまでの期間における企業と学生との相互理解によるミスマッチの防止が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課、子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、発達支援体制推進PT、雇用経済部雇用対策課
教育委員会事務局予算経理課、生徒指導課
関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、発達障害者支援法

1 「地方目線」の少子化対策【財源確保】

(内閣府、厚生労働省)

ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源確保

【提言・提案項目】

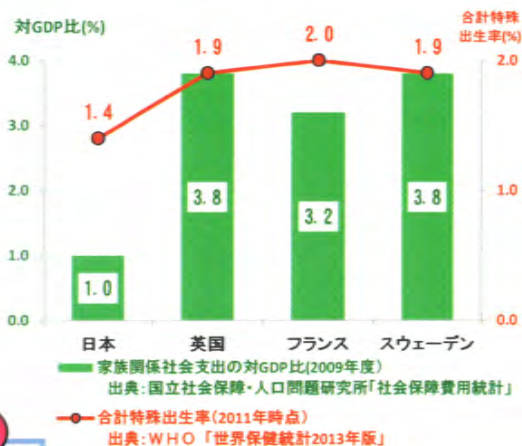
各地域が創意工夫して、「子ども・思春期」「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに、働き方も含め、「地方目線」「当事者目線」で、きめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、**地域少子化対策強化交付金を恒久化・拡充**すること。

出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、少子化対策を講じるための財源をさらに確保すること。

現状

出生率を回復させた諸外国と比べ、日本の家族関係社会支出の対GDP比は低い。

諸外国の合計特殊出生率と家族関係社会支出の対GDP比



様々な少子化対策を実施する自治体の方が出生率回復

幅広いメニューが必要



地域少子化対策強化交付金の恒久化・拡充が不可欠

三重県地域少子化対策強化計画事業例

男性の出番!!

- ・男性の育児参画推進事業
- ・男性の育児参画普及啓発事業

「みえの育児男子」※プロジェクト

ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ 育児男子キャンプ 企業子宝率調査

事業主としての県庁の取組

※「みえの育児男子」とは、

いわゆる「イクメン」に加えて、「子育てに積極的に参画しようという意識が高く、家族や夫婦での話し合い・理解の結果、様々な事情により家事や育児に関わる時間が少なくても、一定の役割を果たしている男性」を含めた総称としている。

父親の育児参画について、若い世代ほど「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」が高い。



【健康福祉部】

1 「地方目線」の少子化対策【妊娠・出産、子育て】

(内閣府、厚生労働省)

不妊・不育症治療への支援の拡充

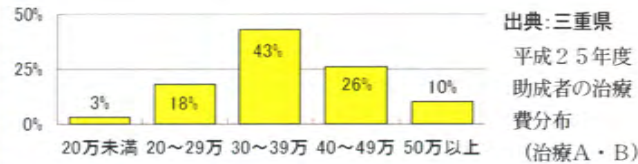
現状

【提言・提案項目】

- (1) 特定不妊治療に対する医療保険適用など**経済的支援の拡充**を図るとともに、**不育症に対する公的助成制度を創設**すること。また、男性不妊治療を行う場合は特に医療費が高額となることから、**男性不妊治療に対する経済的支援の拡充**を図ること。さらに、**人工授精に対する公的助成制度を創設**すること。
- (2) 治療機関における相談支援の充実を図るため、不妊看護認定看護師資格の取得についての支援を行うこと。

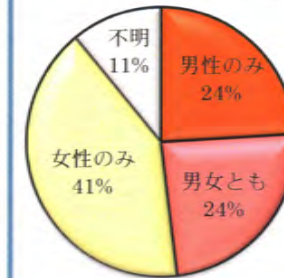
不妊治療にかかる費用

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)は保険診療対象外であり、高額な医療費がかかる。採卵から胚移植まで一連の治療を実施した場合、**1回30万円以上**



男性不妊について

性別による不妊原因 出典:WHO



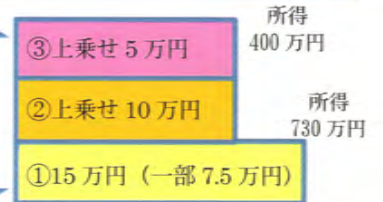
- ・不妊の原因の半分は男性にあるが、知られていない。
- ・**男性不妊治療**を伴う不妊治療は**特に高額**である。例:TESE(精巣内精子生検採取法)は概ね20万~40万円。

併せて、男性不妊に関する周知啓発事業を実施

平成26年度から男性不妊治療費助成事業を開始

- ①特定不妊治療費助成金の上限額は1回最大15万円
- ②夫婦合算所得400万円未満の夫婦は1回最大10万円上乗せ
- ③男性不妊治療を含む場合はさらに1回最大5万円上乗せ(新規)

最大30万円

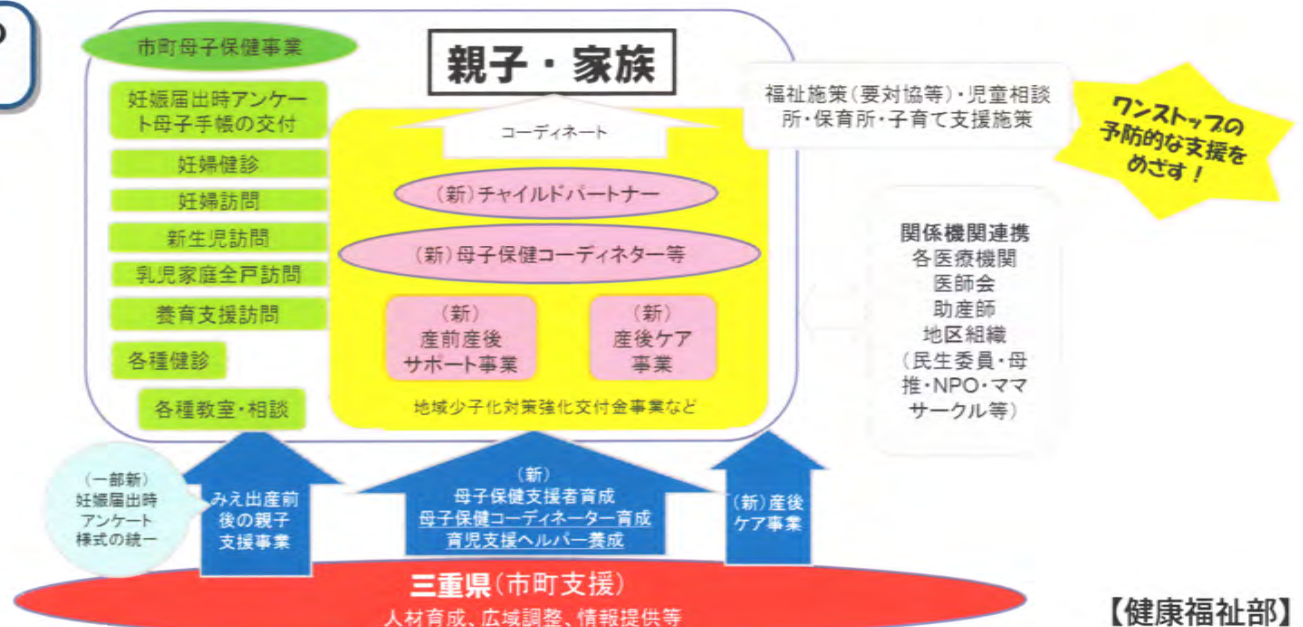


※②と③は市町事業。市町が助成した場合に県が1/2補助する。②は全市町が実施。③は14市町が実施(10月時点)。

産前産後から子育てに至るまでの切れ目ない母子への支援に向けての仕組みづくりに係る費用の支援

【提言・提案項目】

地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を行うため、都道府県に対し専門的知見をもった人材(アドバイザー)の配置や、保健師・助産師・看護師等地域の核となる人材の育成に係る費用を助成すること。また、市町村に対しては、地域の核となる人材の確保に係る費用や拠点となる場の運営費用を支援すること。



【健康福祉部】

2 若者の県内定着に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の3点に取り組むこと。
 - 大都市における大学等の新設（学部・学科の新設を含む）の抑制
 - 地方における大学等の新設（学部・学科の改組・新設を含む）に向けた財政支援措置などの導入
 - 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増の促進（必要な教員等の確保などを含む）
- 2 地方の大学等の魅力向上・充実及び経営基盤の安定化に向け、地域が必要とする人材の育成や、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金・経常経費補助金の充実を図ること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。
- 3 学生の地元定着に向け、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の中に県内の高校を卒業して県内の大学等に進学する者に対する特別枠を設けるとともに、当該学生が同一県内に本社を置く企業に就職した場合の返済減免制度を設けること。
- 4 地方の大学を卒業した学生がそのまま就職できるよう、企業の本社機能や研究開発機能等を地方に移転等する際のインセンティブとして、国税・地方税の軽減制度を導入すること。なお、地方税の減収部分については補てん措置を講ずること。
- 5 若者の県内定着に向けた以下の取組等を地方の実情に合わせて、地方の創意工夫に基づき実施できるよう、地方自治体が自由に使うことのできる新たな交付金を創設すること。

【具体的な取組例】

- 地方の大学を核とした地域が必要とする人材育成
- 良質な雇用の確保に向けた新産業創出
- 大学進学・就職時に県外に流出した若者のUターン支援

《現状》

- 地方が自立し、持続的な発展をしていくためには、若者が地方に住み、働くことができる社会を実現していく必要があります。しかし、本県をはじめ多くの地方の県においては、大学等への進学時の大都市への人口流出が人口の社会減の多くを占めており、一旦流出した若者はそのまま大都市で就職する傾向があります。
- 大学設置の自由化等による大都市での新增設の集中などにより、学生の流出と若年人口の減少に拍車がかかっており、地方の大学等の疲弊が進んでいるのが現状です。
- 大都市と地方との間では、所得と雇用機会に格差が生じており、地方における良質な雇用機会の創出が重要な課題となっています。

《課題》

- ① 地方におけるイノベーションの核となる大学等の魅力向上・充実、経営基盤の安定化が不可欠であるとともに、高等教育を地方で受けられる機会を確保することが必要です。また、地元の大学等への進学や、地方での就職を促すためには、地方の大学等へ進学する学生に対するインセンティブが必要です。
- ② 地方の大学等を卒業した学生がそのまま地方で就職できるよう、企業の地方への立地を促進する仕組みの検討が必要です。
- ③ 若者の県内定着に向けた取組は、地方の実情に合わせて、地方の創意工夫に基づき実施することが大切であり、そのための財源を確保することが必要です。

県担当課名 戦略企画部企画課

関係法令等 学校教育法、独立行政法人日本学生支援機構法、法人税法、地方税法

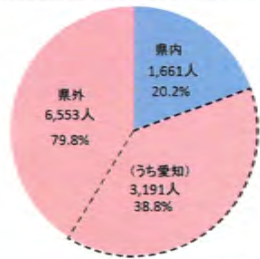
2 若者の県内定着に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

現状

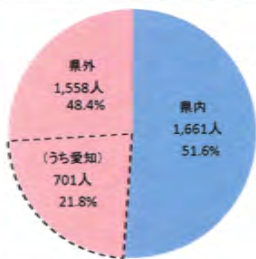
三重県における大学進学状況及び大学生の就職状況

平成26年4月に大学に進学した県内高校卒業生のうち、県内大学に進学した者の割合は20.2%



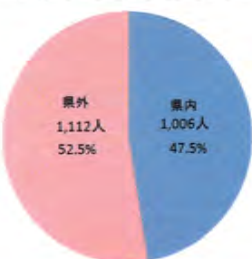
出典：文部科学省「学校基本調査」

平成26年4月に県内大学に進学した学生のうち、県内高校出身者の割合は51.6%



出典：三重県作成

平成26年3月に県内大学を卒業した学生のうち、県内企業に就職した学生の割合は47.5%



都道府県別大学数、出身高校所在地の大学への入学者割合、大学収容力指数

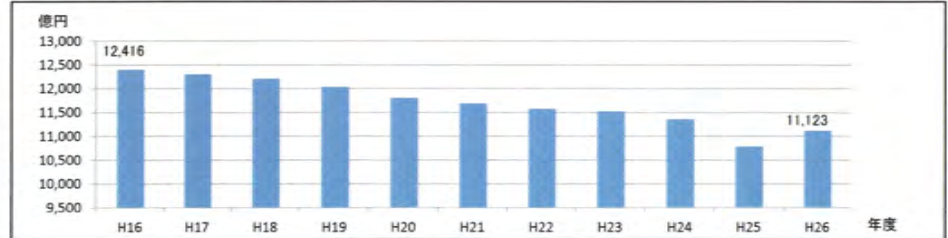
単位	大学数 (人口10万人当たり)		出身高校所在地の大学への入学者割合 (対大学入学者数)		大学収容力指数 (高卒者のうち大学進学者数)	
	校	%	校	%	校	%
全国	0.61	120.8	...
北海道	0.64	16	69.7	2	119.8	10
青森県	0.74	10	34.0	17	67.7	29
岩手県	0.38	37	27.8	25	59.5	37
宮城県	0.60	19	58.2	5	134.3	5
秋田県	0.56	23	21.5	33	56.2	40
山形県	0.43	31	18.5	39	61.9	31
福島県	0.41	33	19.8	35	42.3	47
茨城県	0.31	44	19.9	34	58.8	38
栃木県	0.45	29	22.8	32	55.8	41
群馬県	0.70	12	29.8	23	84.5	22
埼玉県	0.40	35	31.8	21	112.1	14
千葉県	0.47	27	33.6	20	113.5	12
東京都	1.04	2	63.3	4	229.3	2
神奈川県	0.32	43	43.0	12	150.7	3
新潟県	0.77	8	34.0	18	65.2	30
富山県	0.46	28	19.1	38	61.1	35
石川県	1.03	3	40.3	14	126.6	9
福井県	0.50	25	27.6	26	57.7	39
山梨県	0.82	5	28.5	24	98.3	17
長野県	0.38	38	15.9	43	44.5	44
岐阜県	0.58	20	19.2	37	54.9	42
静岡県	0.37	39	26.1	27	48.8	43
愛知県	0.69	14	71.2	1	127.9	8

単位	大学数 (人口10万人当たり)		出身高校所在地の大学への入学者割合 (対大学入学者数)		大学収容力指数 (高卒者のうち大学進学者数)	
	校	%	校	%	校	%
三重県	0.43	30	19.5	36	42.9	46
滋賀県	0.57	22	22.8	31	132.3	7
京都府	1.26	1	49.6	9	249.5	1
大阪府	0.63	17	54.6	7	139.9	4
兵庫県	0.75	9	46.1	11	112.7	13
奈良県	0.79	7	15.4	44	83.5	23
和歌山県	0.30	45	11.0	47	43.9	45
鳥取県	0.34	42	13.2	46	87.5	21
島根県	0.28	46	16.4	41	60.3	36
岡山県	0.88	4	42.4	13	114.1	11
広島県	0.81	6	51.0	8	99.1	15
山口県	0.70	13	23.9	29	98.3	16
徳島県	0.52	24	37.0	15	89.2	19
香川県	0.40	34	16.3	42	61.2	34
愛媛県	0.35	41	31.6	22	68.2	28
高知県	0.40	36	17.2	40	79.0	24
福岡県	0.67	15	63.7	3	134.0	6
佐賀県	0.24	47	15.1	45	61.2	33
長崎県	0.71	11	34.1	16	75.3	27
熊本県	0.50	26	47.0	10	97.5	18
大分県	0.42	32	23.0	30	76.8	25
宮崎県	0.62	18	25.7	28	61.3	32
鹿児島県	0.36	40	33.8	19	75.8	26
沖縄県	0.57	21	57.2	6	89.2	20

出典：文部科学省「学校基本調査」

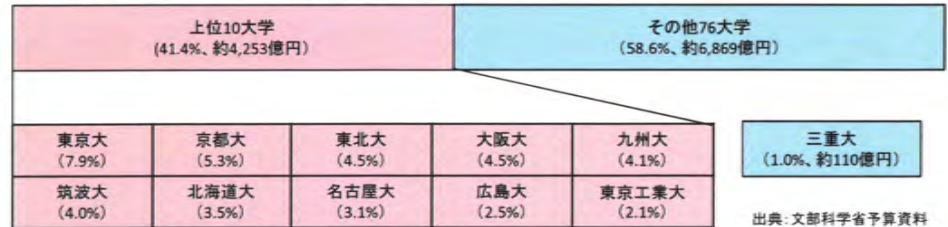
平成26年度国立大学運営費交付金予算額・国立大学運営費補助金総額の推移

国立大学運営費交付金総額の推移



出典：旺文社教育情報センター作成資料

H26年度国立大学法人86大学運営費交付金の占有状況



出典：文部科学省予算資料

国立大学の定員増に向けた課題

必要な手続き

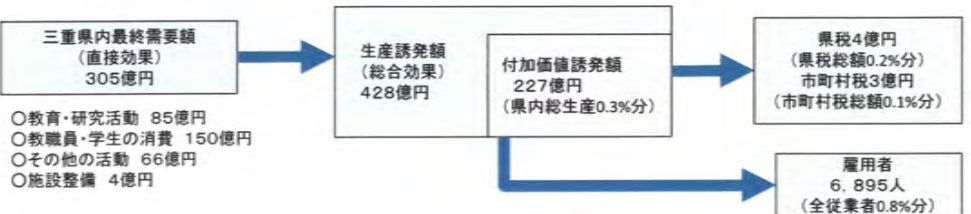
原則、各国立大学法人の判断において実施可能とされているが、以下の2点が留意事項として挙げられている。
 ◆中期目標、中期計画の変更を伴うものについては、国立大学法人評価委員会の審議を経た上で、中期目標については文部科学大臣による変更が、中期計画については変更認可が必要
 ◆運営費交付金の算定に影響するものや新たに施設整備補助金の措置を求めるもの等については文部科学省に相談が必要

クリアすべき課題と解決の方向性

◆定員充足率の安定的な確保 ⇒ 大学と地元自治体・経済界等との協力により確保
 ◆教員の確保等、受入態勢を整えるための財源の確保(交付金総額が継続的に減額される中、大きな障壁に) ⇒ 国の積極的な支援が必要

地方大学の経済効果(三重大学)

地方の大学はその存在自体により大学・大学院卒業生のための良質な雇用を生み出しており、加えて、様々な産業での付加価値誘発や雇用創出に貢献している。



出典：文部科学省「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析報告書」

2 若者の県内定着に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

現状

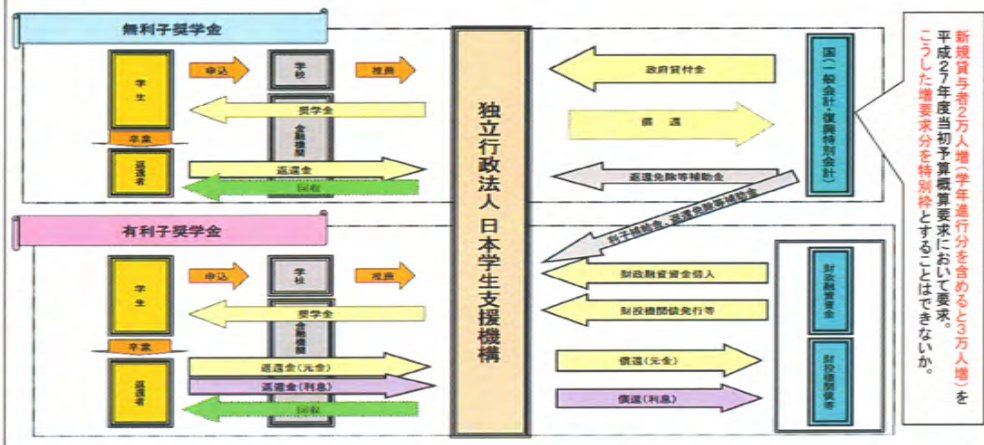
独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度

奨学金の貸与実績等

平成22年度実績で約123万人に貸与中であり、大学学部生・短大生の約3人に1人が利用している。

	貸与人数			平均貸与月額		平均貸与総額	
	新規	継続	計	無利子	有利子	学部生	大学院生
無利子	11.9万人	24.3万人	36.2万人	5.9万円	7.3万円	295.5万円	378.7万円
有利子	30.9万人	56.1万人	86.9万人				

奨学金事業のスキーム



奨学金を活用した若者定着に向けた取組例等

福井県大野市「結の故郷奨学金」

- 対象者:市民税20万円以下の世帯で、保護者が市内に住む大学生や短大生、高等専門学校生
- 貸与額:(無利子)親元を離れて通う学生2万円/月、自宅通学生1万円/月
- 返済方法:卒業後、原則10年で分割返済
- 減免条件:市内に居住すれば、返済を半額免除、配偶者と一緒に住む場合は全額免除
- 開始時期:平成27年度から
- 予算措置:「結の故郷奨学金基金」2,000万円を平成26年度9月補正予算で措置

地方への人の流れをつくる新たな税制度(たき台)

基本的な考え方

- 地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、若い世代が地方にとどまり安心して働ける雇用の場を創出
- 東京圏から地方に本社等の移転等を行う企業に対する税制上のインセンティブ

【試案】地方に本社等の移転等を行う企業に対する法人税の引き下げ、地方税の課税免除措置

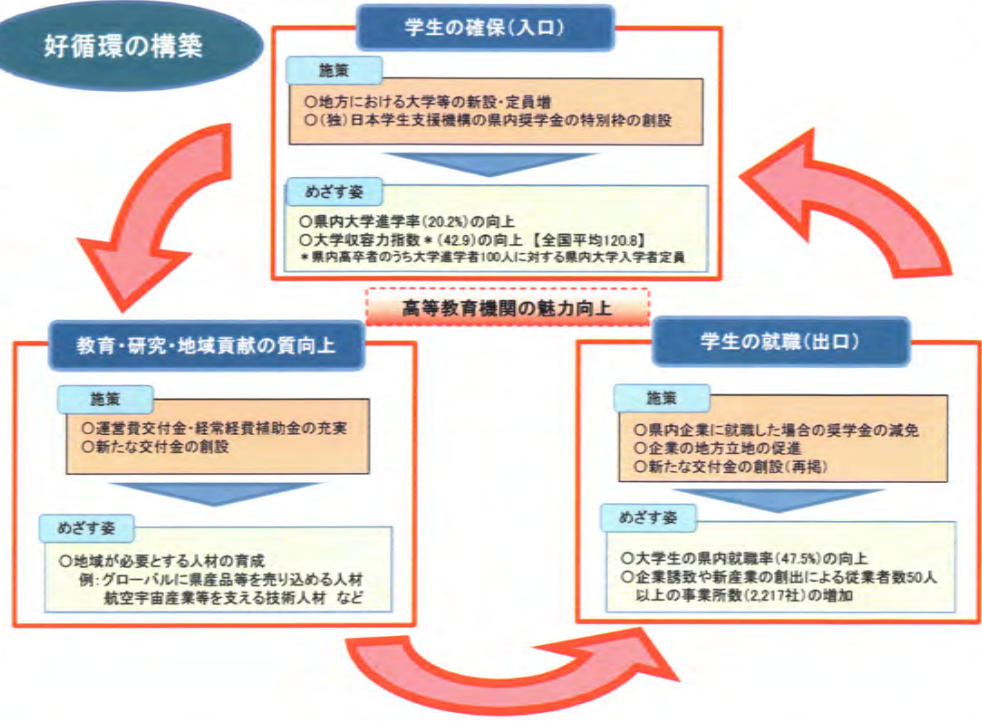
- 対象法人:東京圏から地方へ本社等を移転等した企業(本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む)(案)・東京圏:まち・ひと・しごと創生法案を参考・本社機能の一部移転の想定要件=本社に勤務する従業員の5%以上が異動など
- 法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除 ※10年間
- 本社移転等に際して取得、建設、増設した土地・建築物・構築物・機械設備等について・国税(法人税等)の特別償却(機械等50%、建物等25%)
- ・地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除 ※取得等から10年間
- 課税免除による地方税の減収部分については、地方交付税による減収補てん措置の対象

【参考】H25年度	合計特殊出生率
・東京都	1.13
・全国平均	1.43
・北陸平均	1.49

出典:全国知事会(平成26年10月7日地方創生担当大臣、総務大臣への要望・提言書(富山県資料))

「学ぶ場」を中心とした若者の県内定着に向けた取組

好循環の構築



【提言・提案項目】

- 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の3点に取り組むこと。
 - 大都市における大学等の新設(学部・学科の新設を含む)の抑制
 - 地方における大学等の新設(学部・学科の改組・新設を含む)に向けた財政支援措置などの導入
 - 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増の促進(必要な教員等の確保を含む)
- 地方の大学等の魅力向上・充実および経営基盤の安定化に向け、地方が必要とする人材の育成や、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金・経常経費補助金の充実を図ること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。
- 学生の地元定着に向け、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の中に県内の高校を卒業して県内の大学等に進学する者に対する特別枠を設けるとともに、当該学生が同一県内に本社を置く企業に就職した場合の返済減免制度を設けること。
- 地方の大学を卒業した学生がそのまま地方で就職できるよう、企業の本社機能や研究開発機能等を地方に移転等する際のインセンティブとして、国税・地方税の軽減制度を導入すること。なお、地方税の減収部分については補てん措置を講ずること。
- 若者の県内定着に向けた以下の取組等を地方の実情に合わせて、地方の創意工夫に基づき実施できるよう、地方自治体が自由に使うことができる新たな交付金を創設すること。

【具体的な取組例】

- 地方の大学を核とした地域が必要とする人材育成
- 良質な雇用の確保に向けた新産業創出
- 大学進学・就職時に県外に流出した若者のUターン支援

3 ふるさと納税制度の拡充

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 税額控除の適用下限額（現行：2千円）を下げるとともに個人住民税にかかる特例控除額の上限（現行：所得割額の1割）を上げること。
- 2 個人住民税にかかる控除対象寄附金の上限（現行：総所得金額等の30%）を上げること。
- 3 給与所得者の「ふるさと納税」について、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設するとともに、「ふるさと納税」のみの時は確定申告書様式の簡素化を図ること。
- 4 退職所得に「ふるさと納税」を適用する仕組みを創設すること。

《現状》

「ふるさと納税」は、平成20年度から創設された制度で、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2,000円（平成22年までは5,000円）を超える部分は、一定限度まで、原則として所得税と住民税を合わせて全額が控除される制度です。この制度は、ふるさとに納税（貢献）したいとの思いから創設されたものであり、ふるさとを離れて東京などの県外に出た方が、ふるさとの県や市町村に寄附し、所得税や居住地の住民税が税額控除されることにより、寄附金として「ふるさと」へ納税したと同じようになります。

《課題》

- ① 税額控除の適用下限額は税務執行上煩雑さの防止の観点から、特例控除額の上限額は、個人住民税が「地域社会の会費」という性格をふまえて設定がされています。その変更には慎重な議論・検証が必要ですが、適用下限額の引下げや特例控除額の上限の引上げについては、「ふるさと納税」の促進につながると考えられます。
- ② 寄附金における所得税の所得控除の適用を受けるためには、確定申告を行うことが必要ですが、確定申告を行ったことがない多くの給与所得者にとっては、確定申告のために書類作成等を行うことや税務署に足を運ぶという負担は小さくないと考えられます。給与所得者の「ふるさと納税」について、既存制度である年末調整での対応を可能とする仕組みを創設するとともに、「ふるさと納税」のみの時は確定申告書様式の簡素化をすれば、「ふるさと納税」の促進につながると考えられます。
- ③ 退職所得については、翌年には退職者は極端に収入が減少している場合も多いことなどに配慮し、原則として退職所得の発生した年に、他の所得と分離して、個人住民税の課税が完結することとされています。退職所得についても、寄附金控除を適用する仕組みを創設することは、退職後にふるさとに戻って生活される方などの寄附を促進し、「ふるさと納税」の拡大につながると考えられます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 所得税法、地方税法

3 ふるさと納税制度の拡充

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

現
状

- ふるさと納税は、平成20年度から創設された制度で、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち2,000円(平成22年までは5,000円)を超える部分は、一定限度まで、原則として所得税と住民税を合わせて全額が控除される制度である。この制度はふるさとに納税(貢献)したいとの思いから創設されたものであり、ふるさとを離れて東京などの県外に出た方が、ふるさとの県や市町に寄附し、所得税や居住地の住民税が税額控除されることにより、寄附金として『ふるさと』へ納税したことと同じようになる。
- 総務省が公表している「都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)」について、平成20年から22年の実績では、利用者数はいずれも3万3千人台で推移し、寄附金額は65億円台から72億円台となっている。平成23年は東日本大震災の復興支援に利用されたこともあり、利用者数は、前年の約22倍の74万人、寄附金額は前年の約9.7倍の649億円と大幅に増加した。しかし、平成24年の利用者数は、10万6千人、寄附金額は130億円と、震災前と比べると利用者数は3倍、寄附金額は2倍程度の水準となっており、社会情勢により変動の大きい歳入になっている。ふるさと納税がより安定し、住民に根付いた制度に向けて見直しが必要である。

課 題

ふるさと納税を行った後の確定申告の煩雑さや控除の対象となる寄附の限度額等に制度上改善の必要がある。

《例 税額控除の適用下限額の引下げ 2千円→1千円、
特例控除額の上限引上げ 所得割額の1割→2割
とした場合》

年収700万円、所得割35万円、ふるさと納税額8万円(平均的なふるさと納税額)のケース

控除額 58,400円		
所得税 15,600円 <small>(80,000円-2,000円) ×20%※=15,600円</small>	個人住民税 (基本控除) 7,800円 <small>(80,000円-2,000円) ×10%=7,800円</small>	個人住民税 (特例控除) 35,000円 <small>(80,000円-2,000円) ×(90%-20%※) =54,600円>35,000円 (所得割1割)</small>
↓		
控除額 79,000円		
所得税 15,800円 <small>(80,000円-1,000円) ×20%※=15,800円</small>	個人住民税 (基本控除) 7,900円 <small>(80,000円-1,000円) ×10%=7,900円</small>	個人住民税 (特例控除) 55,300円 <small>(80,000円-1,000円) ×(90%-20%※) =55,300円<70,000円 (所得割2割)</small>

※所得税の税率であり、年収により0~40%の間で変動する。
なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【提言・提案項目】

- 1 税額控除の適用下限額(現行:2千円)を引下げるとともに個人住民税にかかる特例控除額の上限(現行:所得割額の1割)を引上げること。
- 2 個人住民税にかかる控除対象寄附金の上限(現行:総所得金額等の30%)を引上げること。
- 3 給与所得者の「ふるさと納税」について、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設するとともに、「ふるさと納税」のみの時は確定申告書様式の簡素化を図ること。
- 4 退職所得に「ふるさと納税」を適用する仕組みを創設すること。

【総務部】

4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

県北部の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震に伴う津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、当該市町内では収容しきれない多数の避難者の発生が想定されていることから、広域避難体制を構築するため、広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

《現状》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降による浸水の発生や道路被害等によって地震発生後の避難行動が取りにくい上、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えており、三重県が国の震源モデルおよび基準を用いて調査した南海トラフ地震に係る被害想定調査結果では、県北部の桑名市と木曾岬町のゼロメートル地帯においては、地震直後から広範囲に及ぶ浸水が始まり、その後到達する4mを超える津波により、両市町で最大1,700人が津波からの逃げ遅れで死亡するという想定結果となっています。
- 昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の地球温暖化の影響等により、これまで経験したことのない暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害が発生することが懸念されます。

《課題》

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、ひとたび津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を市町外で受け入れてもらうための広域避難が必要となります。
- ② 多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠であり、そのためには、避難者の移送ルートからアクセスしやすい場所等に立地する大規模な広域避難施設の整備や、広域避難計画の実用性を検証するためにバス借上げ等による広域避難訓練の実施などが必要となることから、これら広域避難体制を構築するための新たな財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

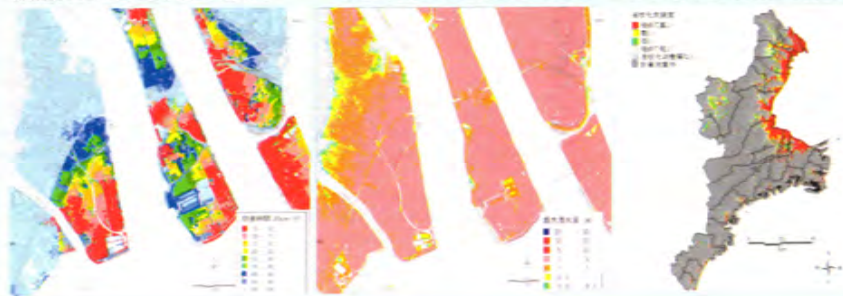
関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進 (内閣府)

県北部海拔ゼロメートル地帯の現状

海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降による浸水の発生や道路被害等によって地震発生後の避難行動が取りにくい上、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えており、三重県が国の震源モデルおよび基準を用いて調査した南海トラフ地震に係る被害想定調査結果では、**県北部の桑名市と木曾岬町のゼロメートル地帯においては、地震直後から広範囲に及ぶ浸水が始まり、その後到達する4mを超える津波により、両市町で最大1,700人が津波からの逃げ遅れで死亡するという想定結果となっている。**

津波浸水深30cm到達予測時間分布図 津波浸水予測図 (平成25年度想定) 液状化予測図 (平成25年度想定)



南海トラフ地震による被害想定

昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、**海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなった。**その後、河川・海岸堤防の整備が進んだが、近年の地球温暖化の影響等により、これまで経験したことのない暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、**再び甚大な被害が発生することが懸念される。**



桑名市桑島町(浸水 船中の様)



桑名市瓦町(浸水)



- 中心気圧: 895ヘクトパスカル
- 最大瞬間風速: 90m/s
- 死者: 6,201人
- 行方不明者: 1,785人

伊勢湾台風(昭和34年)による被害

平成25年にフィリピンを襲った台風30号

課題

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、ひとたび津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を市町外で受け入れてもらうための広域避難が必要
- ② 多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠であり、そのためには、避難者の移送ルートからアクセスしやすい場所等に立地する大規模な広域避難施設の整備や、広域避難計画の実用性を検証するためにバス借上げ等による広域避難訓練の実施などが必要となることから、これら広域避難体制を構築するための新たな財政支援措置の創設が必要

必要な支援措置の例



平成16年新潟県中越地震 避難所



平成26年度桑名地域広域避難訓練

- 広域避難施設の整備に係る支援
 - ・既存施設の改修も含む広域避難施設の整備
 - ・自家用車・バス等による集結を想定した駐車場の整備 等

- 広域避難訓練の実施に係る支援
 - ・避難者の移送に要するバス等の借り上げ
 - ・住民に訓練参加を呼び掛ける広報 等

提言

県北部の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震に伴う津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、当該市町内では収容しきれない多数の避難者の発生が想定されていることから、広域避難体制を構築するため、広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

5 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 施設園芸を燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営構造に転換するため実施してきた「燃油価格高騰緊急対策事業」を継続実施するとともに、軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。また、茶業経営者の経営安定を図り、新たな販路の開拓や商品の開発が進むよう、燃油高騰に対する補てん金の交付など、施設園芸と同様の助成を行うこと。
- 2 燃油高騰による漁業者の負担軽減のため、「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加えて実施している「漁業用燃油緊急特別対策」を継続し、年1回に限定されている加入時期を拡大するとともに、「省エネ機器等導入推進事業」についても継続すること。また、漁業者の軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。

《現状》

- 燃油の価格高騰によって、施設園芸等の生産コスト、茶生産における製茶コストは上昇を続けており、農家経営は厳しい状況となっています。
- 国の「燃油価格高騰緊急対策事業」を活用することにより、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換が進められています。
- 現在、国において、現行の「漁業経営セーフティーネット構築事業」(負担割合：国 50%・漁業者 50%)に加えて、平成 26 年度までは「漁業用燃油緊急特別対策」(負担割合：国 75%・漁業者 25%)により、燃油価格上昇分に対する補填が行われています。なお、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入は前年度末の、年 1 回に限定されています。また、省エネ機器等の導入を行う漁業者に助成する「省エネ機器等導入推進事業」は、平成 26 年度で終了します。さらに、平成 24 年度税制改正で、漁業者の軽油引取税の課税免除制度は 3 年間延長されましたが、平成 26 年度で終了します。

《課題》

- ① 今後、燃油が低廉な価格となるとは考えにくく、施設園芸について燃油の使用を抑えた経営に変えていく必要がありますが、その転換はまだ十分に進んだとはいえ、「燃油価格高騰緊急対策事業」(平成 26 年度終了)の継続が必要です。また、施設園芸と同様に燃油高騰の影響を受けやすい茶についても、対象品目となるよう制度の拡充が必要です。さらに、農業者の軽油引取税の課税免除制度については、燃油価格が高止まりする中、経営体の規模拡大や多角化等経営発展を支援するうえで、堅持することが求められています。
- ② 燃油価格が高止まりする中、漁業者の経営コスト削減のため、「漁業用燃油緊急特別対策」を継続することが必要です。あわせて、「漁業経営セーフティーネット構築事業」の利用者の利便性を図るため、年間を通じた加入を可能とすることが求められています。また、平成 26 年度で終了する「省エネ機器等導入推進事業」の継続実施も必要です。さらに、漁業者の軽油引取税の課税免除制度については、堅持することが求められています。

県担当課名 農林水産部農産園芸課、水産経営課
関係法令等 地方税法

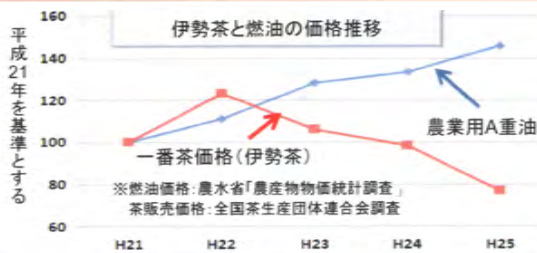
5 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、農林水産省)

1 農業経営を燃油価格の影響を受けにくい経営構造に転換するための施策の継続実施

現状1

- ① 燃油価格の高騰によって、施設園芸等における生産コストは上昇を続けており、農業経営は厳しい状況となっています。
- ② 国の「燃油価格高騰緊急対策事業」により、燃油価格が一定基準を上回った場合の補填や省エネルギー設備の導入が進められていますが、省エネルギー設備の導入率はまだまだ低い状況です。
- ③ この「燃油価格高騰緊急対策事業」と農業者の軽油引取税の課税免除措置については、現時点で、平成26年度で終了する予定となっています。
- ④ 茶についても、製茶コストの主要経費である燃油の価格高騰や、消費減退による販売価格の低迷により、茶農家は非常に厳しい経営を迫られています。特に、三重県特産のかぶせ茶、深蒸し茶の製造においては、乾燥や蒸す時間が長く、煎茶よりも多くの燃油が必要となります。



課題1

- ・今後も燃油が低廉な価格になるとは考えにくいことから、施設園芸については、燃油高騰時における補填などのセーフティネットと、燃油の使用量の低減につながる設備の導入を引き続き進めることが必要です。
- ・農業経営の規模拡大や多角化等経営発展を図るためにも、軽油引取税における課税免除措置を堅持することが望まれています。
- ・製茶に燃油を多く使う茶についても、施設園芸と同様に、燃油価格高騰時における茶業経営者へのセーフティネットが必要です。



※ビニールなどの被覆設備と循環扇の導入により、暖房効率を高めて燃油を節約



※かぶせ茶や深蒸し茶の製造には、煎茶よりも多量の燃油が必要

施設栽培(トマト溶液栽培30a)および茶(1200a、製茶工程含む)における生産コストに占める燃油割合(※三重県調べ)

	施設栽培(トマト)	茶(製茶工程含む)
生産コストに占める燃油の割合	10.69 (%)	12.86 (%) 注1
※減価償却費含む		

茶においても、施設園芸と同様に燃油を使用する。

注1:製茶工程においては、コストの約30%を燃油が占める

燃油価格高騰緊急対策事業の導入施設(トマト25a)における燃油の使用量の削減状況例(※三重県調べ)

	導入前	導入後
燃油使用量	16,364 (kg)	13,503 (kg)
		削減量 2,861

⇒ 削減率 17.5 (%)

燃油削減の効果は大きいですが、まだまだ導入は進んでいない。

三重県の施設園芸における省エネルギー設備の導入状況

	省エネ設備の導入面積	県内のハウス面積全体に占める割合
H24	9.05 (ha)	5.84 (%)
H25	16.06 (ha)	10.53 (%)
H26	18.79 (ha)	12.86 (%)

※面積は、燃油価格高騰緊急対策事業により設備を導入したハウスの面積で、三重県中央農業改良普及センター調べ

提言

1 施設園芸を燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営構造に転換するため実施してきた「燃油価格高騰緊急対策事業」を継続実施するとともに、軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。また、茶業経営者の経営安定を図り、新たな販路の開拓や商品の開発が進むよう、燃油高騰に対する補てん金の交付など、施設園芸と同様の助成を行うこと。

2 漁業者の経営安定を図るための燃油高騰対策の継続実施

現状2

- ① 現在、国の燃油高騰対策については、「漁業経営セーフティネット構築事業」(現行制度)に加え、平成26年度末までの特別対策として、補填金における国の負担割合を高めた「漁業用燃油緊急特別対策」が実施されています。
- ② 漁業者の省エネルギー機器等の導入を支援する「省エネ機器等導入推進事業」も平成26年度で終了することとなっています。
- ③ 平成24年度税制改正で、3年間延長された漁業者の軽油引取税の課税免除制度も平成26年度で終了することとなっています。

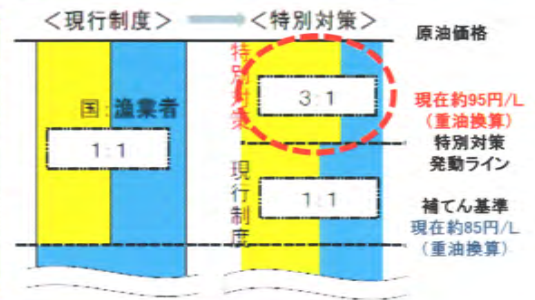
課題2

- ・燃油価格が高止まりする中、漁業者の経営安定を図るためには、補填金における国の負担割合を高めた「漁業用燃油緊急特別対策」の継続が必要です。また、年1回に限定されている加入時期の拡大が必要です。
- ・燃油価格の影響を受けにくい経営基盤を確立するためには、「省エネ機器等導入推進事業」の継続が必要です。
- ・漁業者の軽油引取税の課税免除制度も継続することが必要です。



※省エネ機器として支援対象となっているLED集魚灯

漁業経営セーフティネット構築事業(現行制度)に加えて実施されている漁業用燃油緊急特別対策



提言

2 燃油高騰による漁業者の負担軽減のため、「漁業経営セーフティネット構築事業」に加えて実施している「漁業用燃油緊急特別対策」を継続し、年1回に限定されている加入時期を拡大するとともに、「省エネ機器等導入推進事業」についても継続すること。また、漁業者の軽油引取税の課税免除措置を堅持すること。

6 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省、財務省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、平成 26 年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生事業」を延長するとともに、地域材の需要拡大が引き続き進むよう、県産材を活用する住宅や商業施設などの整備に対する支援メニューを創設すること。
- 2 国の造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）に係る地方負担の軽減措置を講ずること。
- 3 国土保全や地球温暖化防止等に大きく貢献する森林吸収源対策に必要な安定財源を確保すること。

《現状》

- 農林水産業・地域の活力創造プランでは、林業の成長産業化に向けて 2020 年までに国産材の供給量を 3,900 万 m³ に増加し、2013 年度から 2020 年度までの間に、毎年 52 万 ha の間伐等を実施する目標を掲げています。
- 森林整備加速化・林業再生基金事業の実施以降、地域材の出荷量や木造公共施設の整備件数等は大きな伸びを示しており、林業の活性化に大きな役割を果たしていますが、当該事業は平成 26 年度で終了することとなっています。
- 木質バイオマス発電施設の稼働を契機としてこれまで利用されてこなかった形質の悪い木材（曲がり材、梢端等）も木質チップ燃料として利用可能となり、林業の下支えとなる産業ができたことから、これを林業の成長産業化のチャンスと捉え、現状不足している素材生産量を増加させるため、間伐と併せて主伐の促進にも取り組む予定です。
- 造林や間伐などの国補造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）については、県費負担が義務となっているため、県の財政状況によって十分な森林整備を進められない状況となっています。

《課題》

- ① 森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、「森林整備加速化・林業再生事業」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。
- ② 消費税引き上げに伴う住宅建築等の落ち込みは、地方の経済にも大きく影響することから、住宅や商業施設などの民間木造施設の建設を促進し、地域材の需要が拡大する新たな施策が必要です。
- ③ 従来を超えて追加的に実施する間伐等については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法において、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況も考慮し、森林整備に係る全ての地方負担を起債対象とするなど、支援措置の見直しが必要です。
- ④ 国土保全や地球温暖化防止、林業の成長産業化を進めるうえで欠かせない、造林・間伐などの森林整備を推進するための安定的な財源の確保が必要です。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、森林法

6 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省、財務省、総務省)

森林整備加速化・林業再生事業の延長と支援メニューの拡充

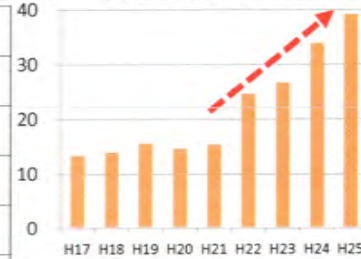
■農林水産業・地域の活力創造プランの目標

・2020年までに国産材の供給量を3,900万m³に増加(2009年:1,800万m³)

三重県における森林整備加速化・林業再生事業の実績(H21~H25の累計)

間伐実施	5,627ha
高性能林業機械の導入	27台
林内路網整備	89km
森林境界明確化	35千ha
木材加工施設整備	45施設
間伐材等の流通支援	130千m ³
木造公共施設整備	25施設
木質バイオマス利用施設整備等	5施設

「三重の木」認証材等の出荷量

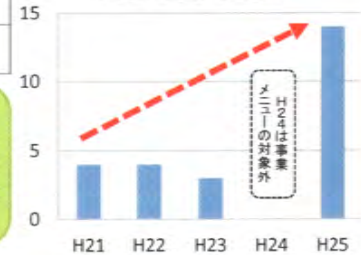


森林整備加速化・林業再生事業の活用事例



木造公共施設の整備(多気町)

木造公共施設の整備件数(加速化基金によるもの)



木質バイオマス発電所の整備(松阪市)

森林整備加速化・林業再生基金事業が実施されて以降、地域材の出荷量や木造公共施設の整備件数等は大きな伸びを示しており、林業の活性化に大きな役割を果たしている

造林・間伐等の森林整備の促進

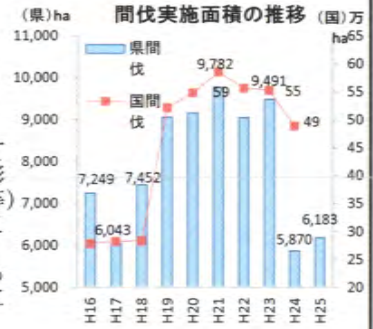
■農林水産業・地域の活力創造プランの目標

・2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐を実施

■三重県の造林間伐面積

・再造林面積は昭和55年当時の605haに対して71haに減少
 ・近年約9,000haで推移していた間伐面積が直近の2年は約6,000haと3分の2に減少

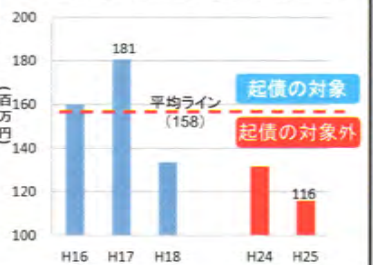
■木質バイオマス発電を契機としてこれまで利用されてこなかった形質の悪い木材(曲がり材、梢端等)も利用可能となったことから、これを林業の成長産業化のチャンスと捉え、素材生産量を増加させるため、間伐と併せて主伐の促進にも取り組む計画です。



○間伐等特措法による地方債の起債の特例

・本県において平成16年から18年の期間に間伐等に要した経費の平均(158百万円)を超えて、追加的に間伐等を実施する経費が対象となっています。
 ・本県が平成25年度の間伐等に要した経費は116百万円であるため、地方債の起債の対象になっていません。

国の造林事業の県費負担額の推移



現
状

課
題

提
言

- 「森林整備加速化・林業再生事業」は、平成26年度で終了することとなり、**当該事業が終了した場合**
 - ・路網整備や高性能林業機械の導入などの基盤整備が遅れ、木材生産の低コスト化が進まない
 - ・森林境界明確化や木材加工施設、木造公共施設の整備等の取組が停滞などにより、**森林・林業の再生に向けた取組が減速**する恐れがあります。
- 森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、「森林整備加速化・林業再生事業」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。
- 消費税引き上げに伴う住宅建築等の落ち込みは、地方の経済にも大きく影響することから、住宅や商業施設などの民間木造施設の建設を促進し、地域材の需要が拡大する新たな施策が必要です。

- 造林や間伐などの国の造林事業については、県費負担が義務となっているため、**県の財政状況によって十分な森林整備を進められない状況**となっています。
- 従来の水準を超えて追加的に実施する間伐等については、間伐等特措法において、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況も考慮し、**森林整備に係る全ての地方負担を起債対象とするなど、支援措置の見直し**が必要です。
- 国土保全や地球温暖化防止、林業の成長産業化を進めるうえで欠かさない、造林・間伐などの森林整備を推進するための**安定的な財源の確保**が必要です。

1 林業の成長産業化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、平成26年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生事業」を延長するとともに、地域材の需要拡大が引き続き進むよう、県産材を活用する住宅や商業施設などの整備に対する支援メニューを創設すること。

- 2 国の造林事業(森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業)に係る地方負担の軽減措置を講ずること。
- 3 国土保全や地球温暖化防止等に大きく貢献する森林吸収源対策に必要な安定財源を確保すること。

7 主要国首脳会議（サミット）関係閣僚会合の三重県での開催

（農林水産省）

【提言・提案事項】 制度・予算

2016年に日本で開催予定の主要国首脳会議（サミット）において、三重県は、全国に誇れる豊かな食文化を有する地域の特色を生かし、「食」をキーワードとした関係閣僚会合の開催を希望しており、本県の特色と合致した「食」に関連したテーマによる関係閣僚会合を三重県伊勢志摩地域で開催すること。

- サミット関係閣僚会合は、世界的な課題について、主要国の大臣等が議論を行う場であり、開催地の特色と議論のテーマが合致することで、より発信力の高いものとなることが期待されています。
- 人口爆発、環境問題、地域紛争など世界の食糧不足への対応や貧困などから生じる「食」の偏在を解消する「フード・セーフティネット」の構築などが世界規模の課題となっている中、2015年に開催されるミラノ国際博覧会では、「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマになるなど、国際的なイベントにおいても、世界規模で「食」を考える動きがおこっています。
- 本県は、2016年に伊勢志摩国立公園が70周年を迎えること、また、かつて「御食国」と言われたように豊富な海産物のほか、世界に名を馳せる松阪牛などのブランド和牛や全国的にも有名な伊勢茶などの食材、「海女漁」、食空間を彩る「器」といった食文化を有していること、それらを背景とした「食」の産業振興に取り組んでいることなど、「食」をキーワードとしたテーマを議論する場として、テーマに合致した特色を有しています。
- 会場予定地である志摩市は、リゾート地として、素晴らしい景観の中で会合を実施できる環境が整っているほか、グレードの高い宿泊施設が地域内に充実しており、コンパクトで効率的な開催が可能となっています。加えて、警備面においては、会場予定地が賢島に位置し、車両による通行が2カ所の橋梁に限られるほか、三重県警察は、神宮参拝等に伴う多くの要人警護を実施しており、そのノウハウを有しています。
- 会場地周辺には、伝統的な海女小屋、伊勢えびやウナギの養殖技術といった水産資源の研究を担う三重県水産研究所や水産総合研究センターがある他、観光資源として真珠関連施設や伊勢神宮等、エクスカーションに利用できる施設も揃っています。
- さらに、地元市町をはじめ、経済団体、観光事業者、農林水産関係団体と「2016年みえ伊勢志摩サミット関係閣僚会合誘致推進協議会」を設立し、誘致に向け官民一体となって受入環境整備に取り組んでいます。

県担当課名 雇用経済部雇用経済総務課

7 主要国首脳会議(サミット)関係閣僚会合の三重県での開催

(農林水産省)

世界規模で論ずべきテーマ「食」

人口爆発、環境問題、地域紛争など世界の食糧不足への対応や貧困などから生じる「食」の偏在を解消する「フード・セーフティネット」の構築などが世界規模の課題となっている中、2015年に開催されるミラノ国際博覧会では、「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマになるなど、国際的なイベントにおいても、世界規模で「食」を考える動きがおこっています。

三重県の「食」

- ・サミットが開催される2016年は、戦後最初の国立公園である伊勢志摩国立公園が指定70周年を迎えます。その他、吉野熊野国立公園、鈴鹿国定公園など、県土の約35%が自然公園となっており、豊かな自然から三重県の特徴ある「食」が育まれてきました。
- ・三重県南部は、8世紀当時から、「御食国(みけつくに)」として朝廷に海産物を献上してきた歴史があります。伊勢神宮外宮は食の神、豊受大御神が奉られていることでも有名です。
- ・県の無形文化財である「海女漁」においても、後世に資源を残すための取組の実践など、**自然との共生**が続けられてきました。
- ・加えて、アワビや伊勢えびをはじめとする海産物、松阪牛や伊賀牛といったブランド牛肉など**全国に誇る食材**を有するほか、伊賀焼、萬古焼など、**食に関する多様な文化**も引き継がれています。



海女漁

海女小屋



特に優れた三重県産品及びその生産者を「三重ブランド」として認定。

受入体制



- ・三重県警察は、皇族や内閣総理大臣の神宮参拝等に伴う、多くの要人警護を実施しており、そのノウハウを有しています。本年3月に天皇皇后両陛下、4月にはケネディ駐日米国大使、7月には皇太子殿下御一家の御来県に伴う警備を実施。



伊勢志摩国立公園「英虞湾」

- ・伊勢志摩地域は、伊勢神宮への参拝者等を古くからもてなしてきた地域であり、国内外からの観光客を受け入れる素地が整っています。
- ・周辺地域には、海女小屋や水産研究施設等、「食」に関わる施設が揃っているほか、伊勢神宮等の観光資源も数多くあり、エクスカージョンにも利用できます。

開催地の特色と議論のテーマが合致することで、より発信力の高いものに!!

地元市町をはじめとする関係団体とともに「2016年みえ伊勢志摩サミット関係閣僚会合誘致推進協議会」を設立し、地域・官民が一体となって受け入れ態勢の充実を図っています。

三重県伊勢志摩地域は関係閣僚会合の開催に最適の地域

【提言・提案項目】

2016年に日本で開催予定の主要国首脳会議(サミット)において、三重県は、全国に誇れる豊かな食文化を有する地域の特色を生かし、「食」をキーワードとした関係閣僚会合の開催を希望しており、本県の特色と合致した、「食」に関連したテーマによる関係閣僚会合を三重県伊勢志摩地域で開催すること。

【雇用経済部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まり、また、広域に被害を及ぼす台風や局地的な集中豪雨が頻発する中で、甚大な災害発生時の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 県内の道路整備は道半ばであり、東名阪自動車道、国道1号、国道23号などで交通渋滞が多発しており、県民生活に大きな支障を来している中、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 定住人口が減少傾向にある地方において、交流人口の拡大や効率的な都市形成によりその影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことが求められています。

《課題》

- ① 本県の南部地域では、ミッシングリンクとなっている未事業化区間において、南海トラフ巨大地震に伴う津波により国道42号の約7割が浸水することが想定されており、早期に代替性を確保する道路ネットワークが必要です。
- ② 本県の北部地域・中部地域においては、県内外との交流・連携の促進、大都市圏との迅速かつ円滑な物流の実現、地域の交通渋滞の緩和等を図る道路ネットワークが必要です。
- ③ 平成33年の国民体育大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への参加者や来場者の利便性の向上を図るため、高規格幹線道路および直轄国道等の整備を推進する必要があります。
- ④ 高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流促進等に資する地域高規格道路の整備が必要です。さらに、本県では、多くの高規格幹線道路等が平成30年代前半頃までに整備される予定であり、それらの整備効果を一層高めるための新たな道路網の構築に向けた検討が必要です。
- ⑤ 踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を図る必要があります。

県担当課名 県土整備部道路企画課、道路建設課、都市政策課

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、道路法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

着実な開通や整備による効果

【命の道】

・高度な医療施設群も近くなります
地域の病院間で連携がとれ、地域医療が支えられる。また、高度な医療施設の連携も可能になる。

・災害時の避難・移動も高速道路で安全・確実に
平成25年11月に発生した国道42号の岩盤崩落時には、23日間の通行止めとなったが、紀勢線の開通により、代替機能が発揮された。

・津波からの避難場所として使えるように
南海トラフ巨大地震への備えとして紀勢線に14箇所の緊急避難施設が整備されている。

・迅速な救命・救助活動を支えます
津波の影響を受けない高さを通過する高速道路が救命・救急を支える。

【絆の道】

・これまで遠かった家族も近づけます
正月・GW・お盆にしか会えなかった孫に、毎月会える。名古屋市の高速バスが3往復増便された。

近畿自動車道紀勢線の早期整備
・熊野IC以南の早期事業化！
・事業中箇所の整備推進！

御浜町内の国道42号は、津波により全線が浸水し、河口部にある4つの橋梁は、流出する恐れがある。熊野市以南(2市6町)の約11万人に影響がでる。



国道42号の分断による孤立リスク
↓
代替道路が必要！

14箇所に緊急避難施設等が整備！
訓練も実施

名古屋との高速バス
1日5往復 → 8往復
3往復増便
利用者も2割増加

紀勢道に経路が変更
最速40分短縮

紀勢道等の開通前(H24年度末)からの交通量は11%増加
平成25年熊野古道来訪者数約31万人
地域間の交流が増加！

【元気の道】

・名古屋から日帰りのにぎわい創出へ
日帰り交流圏域(3時間圏域)が拡大。名古屋市も含まれ圏域人口が約680万人となった。



紀勢自動車道全線開通!

4/25 リニューアル DEBUT!

料別に 速く! お得に!

3,000円 2,500円

三國交通 0577-2196

・2014熊野古道世界遺産登録10周年
世界遺産登録以降、古道来訪者は年々増加し、平成25年には約31万人を記録。県と地元市町が一緒に観光キャンペーンを展開し、さらなる集客を図る。

・開通を見込み集客施設等が整備
旬の情報が満載のビジターセンターである「熊野古道センター」(尾鷲市)や、「鬼ヶ城センター」(熊野市)、宿泊施設の「聖廟熊野倶楽部」(熊野市)などが整備された。

・地場産業も活性化
南紀みかんがタイ王国に輸出できるようになるなど、流通に寄与している。

・コンビニの開店も進み生活が便利に
サークルKでは、平成18年(最初の開通)以降、11店舗増加(8→19店舗)
ローソンは平成26年7月、ファミリーマートは平成26年10月、東紀州地域にそれぞれ初出店(各2店舗)



提言 1 紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路(II期)、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備推進
2 ミッシングリンクとなっている熊野IC～串本IC間の未事業化区間(約40km)の早期事業化

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 中京圏と関西圏を結ぶ連携軸の強化

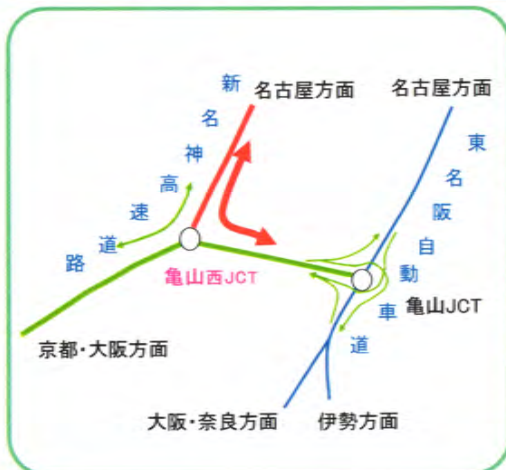
- ・ ネットワークの多重化によるリダンダンシーの確保
- ・ 渋滞解消によるネットワークの強化 (定時性確保)



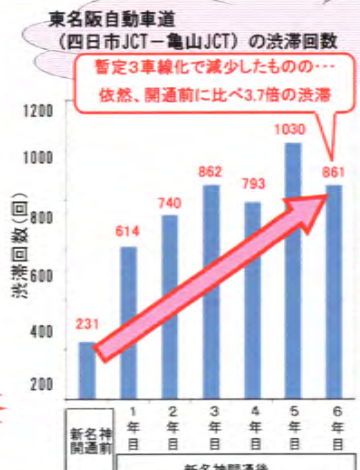
亀山西JCTの同時フルジャンクション化

災害発生時等のリダンダンシー確保

東名阪自動車道の慢性的な渋滞の解消



<亀山JCT付近のり面災害>
 ・規制区間: 亀山JCT~鈴鹿IC間
 ・規制原因: 多雨による切土のり面崩落
 2010年5月23日 23時20分発生



<亀山JCT付近の状況>

提言 新名神高速道路の着実な整備促進

【県土整備部】

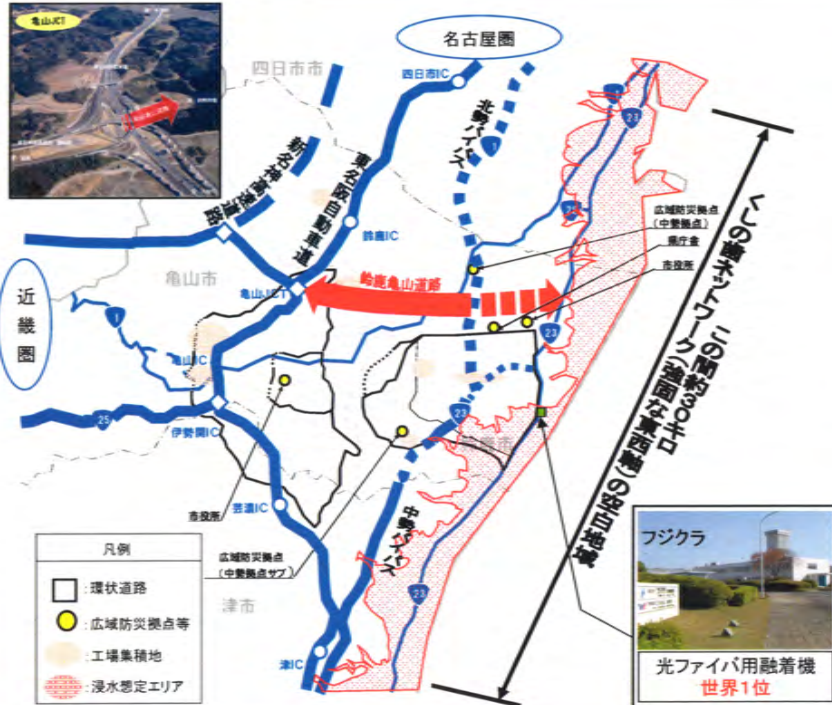
8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

鈴鹿・亀山地域の現況

鈴鹿亀山道路

- ① 鈴鹿亀山道路は新名神高速道路・東名阪自動車道（近畿圏）と国道1号北勢バイパス（名古屋圏）を連結する広域ネットワークの重要なワンピース。
- ② 鈴鹿・亀山地域は、古くから街道が交わる交通の要衝であり、自動車・精密機械等国内有数の製造業の事業所が多数立地しており、全国有数の製造出荷額を誇る産業集積地であるが、鈴鹿市の高速道路IC時間カバー率は著しく低い。
- ③ 南海トラフ巨大地震の沿岸部津波浸水時に、国道23号の寸断が想定される中、内陸からの復旧活動（くしの歯ネットワークの形成）、並びに産業活動の早期再開（企業BCP）を支援する耐災性の高い高速ネットワークが不可欠。



民間団体等の活発な活動

○要望活動(平成25年3月など)



○シンポジウム開催(平成26年2月)



○鈴鹿亀山道路の広報活動



都市計画決定を目指して、国・県・市・中日本高速が連携し、本格始動

○有識者から助言をいただくため「鈴鹿亀山道路有識者委員会」を3回開催し、2つのルート帯を提示(平成26年3月など)



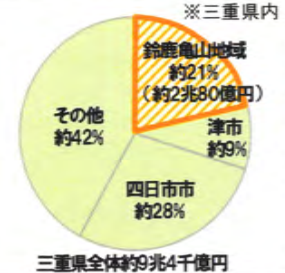
○国・県・市・中日本高速による調査・調整を行う「鈴鹿亀山道路検討会」を3回開催(平成26年2月など)



○県民の皆さんの意見を直接うかがうための「鈴鹿亀山道路100人協議会」を2回開催(第1回 平成25年9月:147名、第2回 平成26年2月:106名参加)



[製造品出荷額構成比] ※三重県内



本田技研工業(株)鈴鹿製作所にて製作されている「N BOX」が平成24、25年度 軽自動車販売台数

2年連続 No.1!



同社ホームページより

提言 鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進

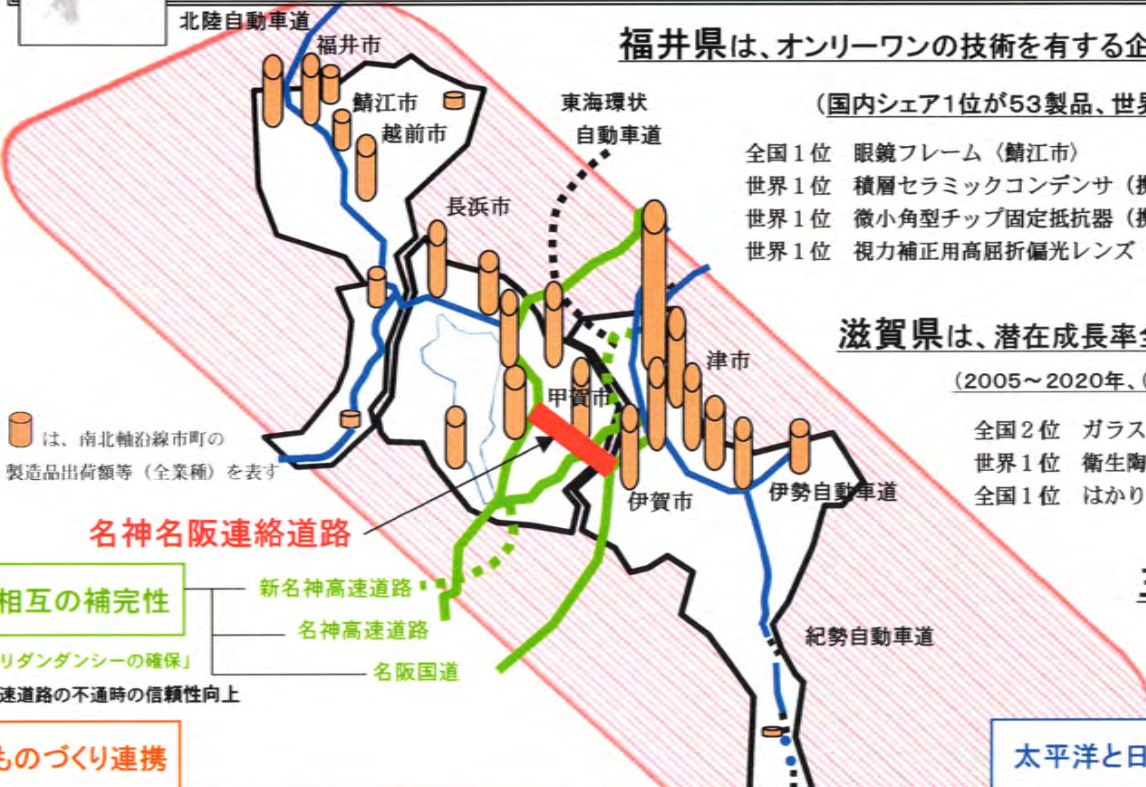
【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

名神名阪連絡道路

名神名阪連絡道路は、日本の背骨「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**相互の補完性**を高める。**太平洋と日本海を連結**。南北に散らばっている、きらっと光る企業活動をつなぎ、中部と近畿の**ものづくり連携**を強め一体性を高める。



福井県は、オンリーワンの技術を有する企業が多数立地

(国内シェア1位が53製品、世界シェア1位が14製品)

- 全国1位 眼鏡フレーム〈鯖江市〉
- 世界1位 積層セラミックコンデンサ(携帯電話用)〈越前市〉
- 世界1位 微小角型チップ固定抵抗器(携帯電話用)〈福井市〉
- 世界1位 視力補正用高屈折偏光レンズ〈鯖江市〉等



ハリウッドスターからくまモンまで 福井県眼鏡フレーム世界シェア20%



積層セラミックコンデンサ



微小角型チップ固定抵抗器

滋賀県は、潜在成長率全国1位

(2005~2020年、(社)日本経済研究センター推計)

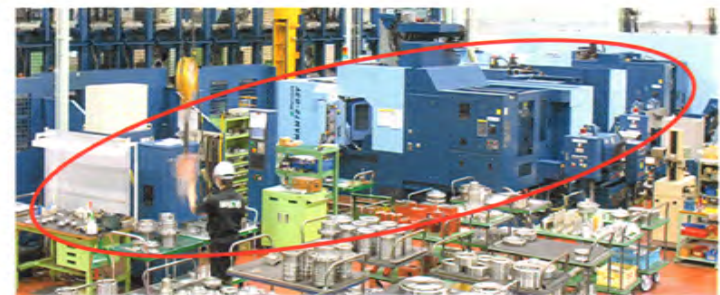
- 全国2位 ガラス(液晶用ガラス基板等)〈長浜市〉
- 世界1位 衛生陶器〈甲賀市等〉
- 全国1位 はかり等



液晶用ガラス基板

三重県は、人口1人あたりの製造品出荷額等全国1位

- 世界3位 工作機械〈伊賀市〉
- 全国1位 業務用化粧品〈伊賀市〉等



世界中の工場で、DMG森精機が製造した工作機械が、航空機や自動車などに組み込まれる部品を生産しています。

は、南北軸沿線市町の製造品出荷額等(全業種)を表す

相互の補完性

「リダンダンシーの確保」
高速道路の不通時の信頼性向上

ものづくり連携

3県(三重県+滋賀県+福井県)・愛知県・大阪府の総生産額の合計は、東京都に匹敵

<都道府県総生産ランキング>

1位	東京都	91兆円
2位	大阪府	36兆円
3位	愛知県	32兆円
	...	
(三重県+滋賀県+福井県	16兆円)

太平洋と日本海を連結

南北に連結され、太平洋と日本海がつながる。また、高速道路やリニアで広域的周遊的な移動が可能

<所用時間の短縮：津市-福井市間>
 現況ルート：津市→(草津JCT)→福井市 3時間22分
 ↓
 整備後ルート：津市→(名神名阪連絡道路)→福井市
 2時間42分(40分短縮)

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ①国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）と同時に、南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ②産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（北勢BP 4工区の早期事業化！）

⇒ 道路を賢く使うには、北勢バイパスの整備によるダブルネットワーク形成が必要！

国道1号北勢バイパス



地震防災シンポジウム開催
1,200名（H26年2月2日）

四日市市自治会連合会、鈴鹿市自治会連合会、四日市商工会議所が集めた「北勢バイパスの早期完成を求める署名」合計数

126,430名

（平成22年8月に国土交通省へ提出）
市民・経済界・行政とともに、
国道1号北勢バイパスの早期完成を強く望んでいます！

「国道477号四日市湯の山道路開通式」（H26.5.24）で、出席した国会議員全員から北勢BPの早期整備を求める発言がありました。

北勢BP事業中箇所の整備推進！



国道1号の渋滞状況（四日市市内）

渋滞により年間約140億円の損失※

※北勢BPに並行する現道国道1号、国道23号の合計



国道23号の冠水状況（津市内）

冠水により交通機能が寸断！

北勢BP及び中勢BPの事業化区間の整備効果
道路ネットワークが繋がることで、
渋滞損失は、四日市市街地で2割減少！
津市・松阪市市街地で3割減少！

北勢BP及び中勢BPの全線4車線化整備効果

国道23号現道の混雑度1.25以上の区間が解消！
渋滞損失は、四日市市街地は4割減少！、鈴鹿市市街地は3割減少！
津市・松阪市市街地は6割減少！

津波浸水区域（施設なし）
（三重県 平成23年度版予測）

北勢BP 4工区の早期事業化！

東芝の半導体工場への新規投資
毎年2000億円規模の設備投資を継続

四日市港の外貿コンテナ貨物
取扱量が過去最高を記録

電子部品出荷額ランキング
四日市市 全国1位
輸送用機械出荷額ランキング
鈴鹿市 全国7位
基礎素材型産業出荷額ランキング
四日市市 中部・近畿圏1位

北勢BP未事業化区間（4工区）の整備効果

四日市～松阪間の幹線道路のダブルネットワーク形成により、
渋滞損失は、鈴鹿市市街地で2割減少！

市町村	出荷額(億円)	全国(1,702市町)	三重県
四日市市	26,146	12	1
鈴鹿市	13,831	32	2
いなべ市	9,428	82	3
亀山市	6,247	108	6
桑名市	3,235	215	9
津市	8,016	76	4
松阪市	4,991	135	7
その他	22,265		
合計	94,157		23.6%

※全国9位

出荷額の約8割が
北・中勢地域に集中！
連携強化が必要！

北・中勢地域を結ぶ幹線道路は国道23号一本のみ！

結節点が未事業化のため連携が不十分！

北勢BPの4工区の事業化によるダブルネットワーク形成が必要！

提言 国道1号北勢バイパスの事業化区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

「災害時の緊急物資輸送の機能確保」、「常時の物流効率化の支援」、
「交通渋滞の緩和」のため、老朽化の著しい伊勢大橋の早期架け替
えが強く求められており、事業推進に必要な事業費の確保を！

伊勢大橋の架け替え事業の本格着工を！

「伊勢大橋架け替え」の必要性

国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)

- ①長年の雨水・塩害の影響により老朽化が進行(昭和9年度竣工)
- ②地盤沈下により、伊勢大橋(現橋)断面が計画高水位を下回る
- ③伊勢大橋(現橋)の耐荷力不足により、ISO(国際標準化機構)規格コンテナの輸送が一部制限(20t超過車両)
- ④桑名東部拡幅区間におけるkmあたりの渋滞損失時間は依然として高く、三重県内の国道平均の約3.4倍に相当

<中堤上流からの全景>
*昭和9年度竣工(80年経過)



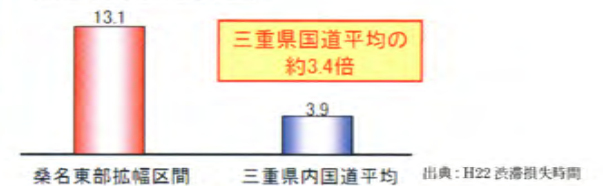
●老朽化を応急補修等により維持している状況

<補修塗装工事前の状況>



●交通渋滞の緩和・解消が必要

渋滞損失時間(万人時間/年 km)



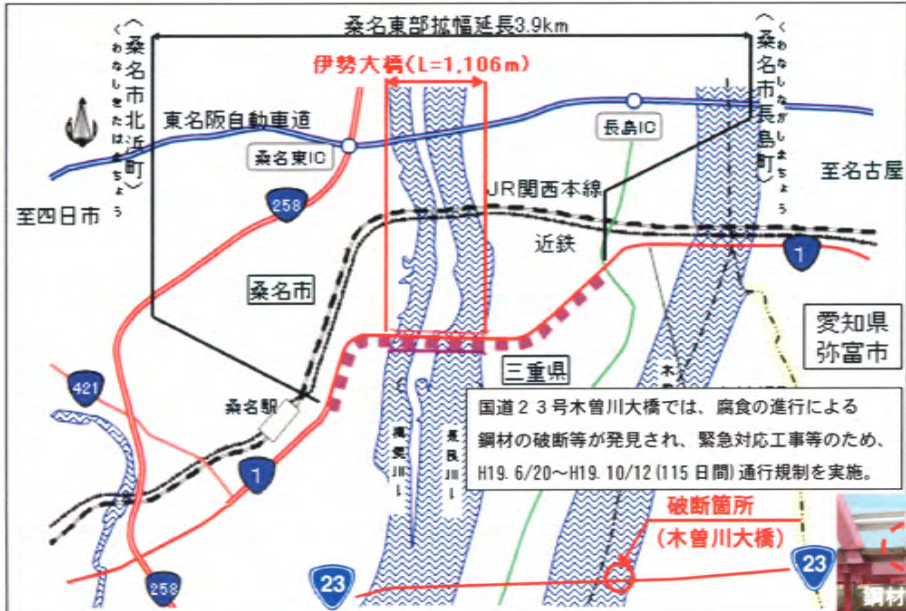
●地盤沈下により、計画高水位を下回る箇所が存在

[伊勢大橋(現橋)断面図]



耐震補強対策は、河積阻害率等の課題により困難

●耐力不足によるコンテナの陸上輸送の一部制限



提言 国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架け替え)事業の整備推進

【県土整備部】

8 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

まちの活力再生に向け、連続立体交差事業、踏切除却事業の推進に必要な予算確保を

近鉄名古屋線連続立体交差事業

平成27年度
鉄道高架切替完成

踏切事故の解消による安全・安心なまちづくり
踏切渋滞の解消による交通の円滑化

連続立体交差事業 680m



松阪公園大口線踏切除却事業

平成27年度
アンダーパス供用

踏切除却事業 600m



提言 近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業や松阪公園大口線踏切除却事業の推進に必要な予算の確保

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 25 年の台風 18 号により、服部川の直轄管理区間において、床上浸水 45 棟など住民生活に影響を及ぼす甚大な被害が発生しました。また、木津川の県管理区間では、国道を兼用する堤防が洪水により崩壊しました。木津川の河川改修については、平成 27 年度の上野遊水地の運用開始に向け、国による直轄事業が進められています。県では再度の災害に備え河道整備を進めています。一方、抜本的な治水安全度の向上が期待される川上ダムは、平成 26 年 8 月に国による検証の結果「継続」が決定したものの、完成まで 8 年を要するとされています。
- 伊賀市三田地区の浸水被害の軽減に向け、国、県、市による「三田地区浸水被害対策会議」において、浸水要因の分析や対策メニューの抽出が行われ、平成 26 年度には国土交通省が野間川樋門の工事に着手しました。
- 平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害や平成 26 年 8 月の広島土砂災害など、近年土砂災害による被害が多発しています。

《課題》

- ① 平成 25 年の台風 18 号による被害は、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、大きな不安を抱かせています。このため、再度の災害等に備え、地域住民の不安解消のための治水対策を推進する必要があります。木津川流域の治水対策は、上野遊水地、川上ダム、木津川河川改修を一体として進める必要があります。
- ② 伊賀市三田地区の浸水被害を軽減するためには、国、県、市が引き続き連携し、「三田地区浸水被害対策会議」において抽出された対策メニューを着実に実施する必要があります。
- ③ 県民の安全・安心を確保するため、伊勢湾台風による壊滅的な被害を契機として整備され、その後、約半世紀が経過し老朽化した堤防などの洪水・高潮対策、および南海トラフを震源地とする巨大地震の「津波避難対策特別強化地域」の指定区域はもとより県北部のゼロメートル地帯において、地震により液状化などが予想される堤防などの耐震対策として、直轄事業による河川改修や海岸整備を着実に推進することが必要です。
- ④ 過去の洪水で被害を受けた地域における再度の災害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進することが必要です。
- ⑤ 多発する土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、土砂災害警戒区域等の指定および土砂災害防止施設の整備を着実に推進することが必要です。

県担当課名 県土整備部河川課、防災砂防課、港湾・海岸課

関係法令等 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

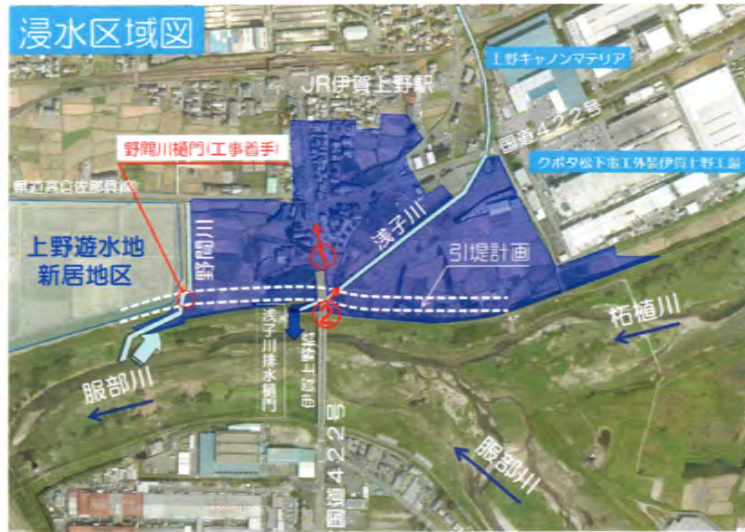
(国土交通省)

平成 25 年の台風 18 号により、住民生活に影響を及ぼす甚大な被害が発生！

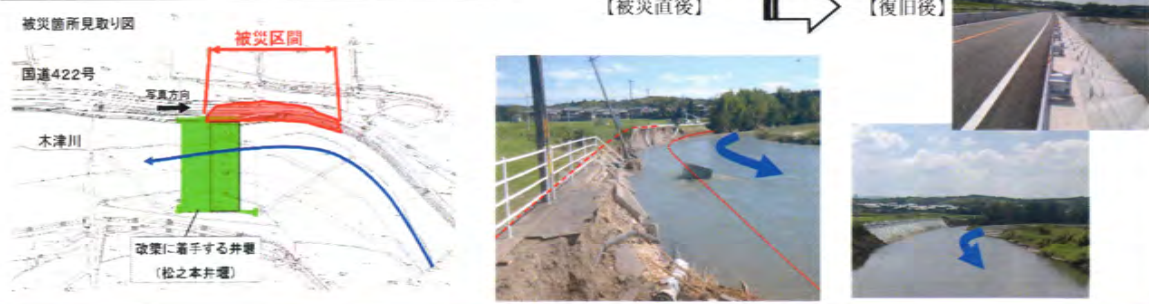
- ・服部川の直轄管理区間において、床上浸水 45 棟など
- ・木津川の県管理区間において、国道を兼用する堤防が洪水により崩壊



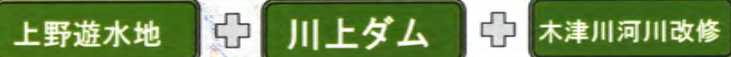
伊賀市三田地区の浸水被害(H25年9月16日)



伊賀市下神戸地区の木津川の復旧状況



木津川流域の治水対策は
上野遊水地、川上ダム、木津川河川改修を一体として進めています。



- ◎被災した施設の復旧はもとより、再度の災害等に備え、治水対策の推進が必要！
- ◎木津川流域の治水対策には、上野遊水地・川上ダム・木津川河川改修が必要不可欠！

提言

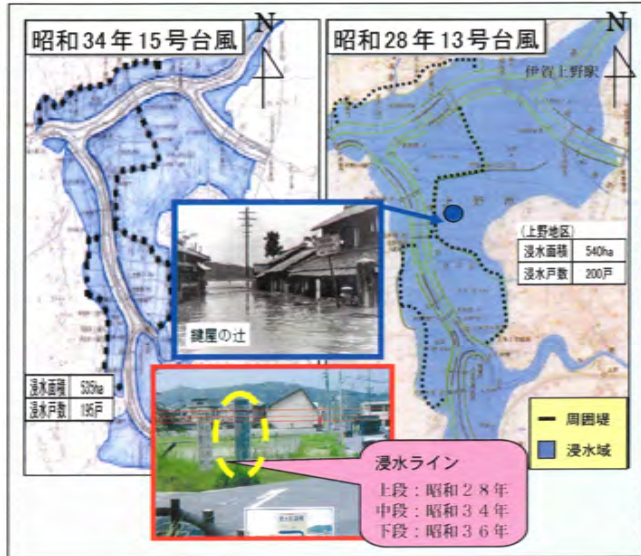
- 1 平成 25 年台風 18 号により甚大な被害が発生した木津川の再度災害防止に向け、川上ダムの早期完成、直轄河川事業の推進、県事業への支援を強化すること。
- 2 伊賀市三田地区の浸水被害の早期軽減に向け、国、県、市による連携のもと対策を推進すること。

【県土整備部】

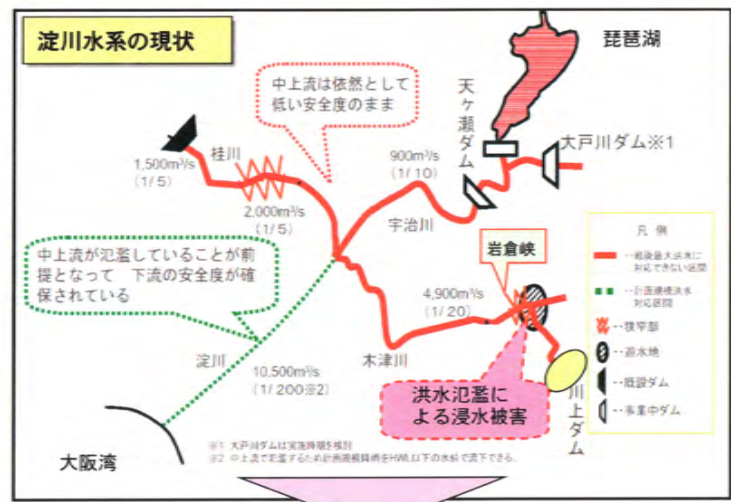
9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

三重県の伊賀地域(木津川上流地域)は、過去から幾多の浸水被害を受け続けてきました。

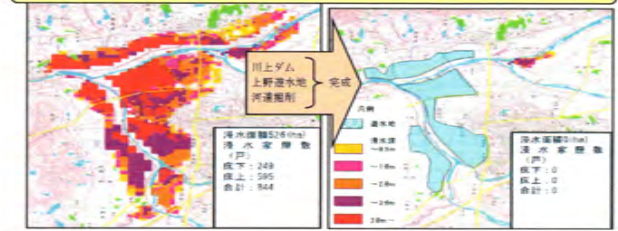


淀川水系の治水上の安全は、中・上流が氾濫していることが前提となっ
て、下流の安全が確保されています。



川上ダムには、洪水調整や利水の確保などの整備効果があります。

【治水】伊賀地域(木津川上流域)の浸水被害を軽減

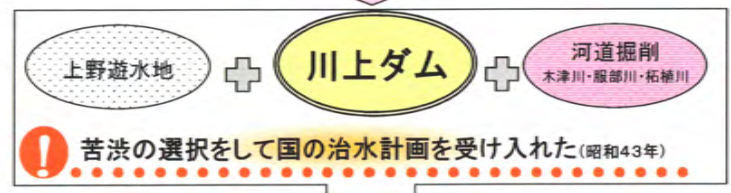


【利水】伊賀市水道の安定供給のための水源確保

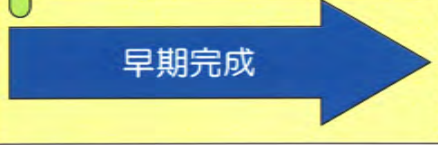


【現状】
やむを得ず暫定豊水水利権
を取得しH21.4.1より
給水開始

伊賀地域の住民は岩倉峡(狭窄部)の開削を要望



平成26年8月にダム検証で「継続」
が決定したものの、完成まで8年を
要するとされており、さらなる工期
短縮とコスト縮減に努め、一日も早
い事業効果の発現を熱望。

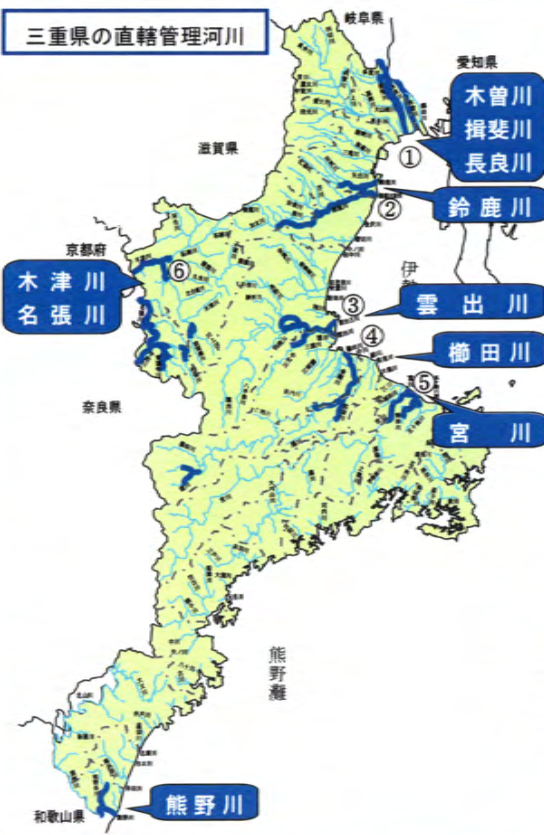
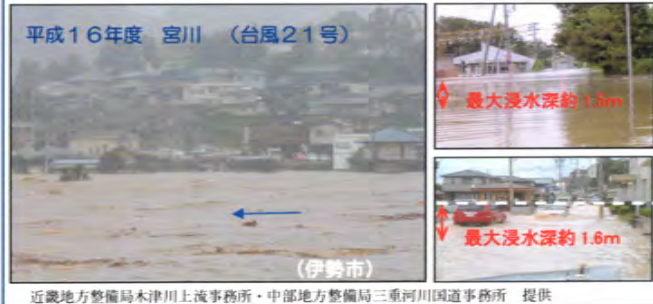
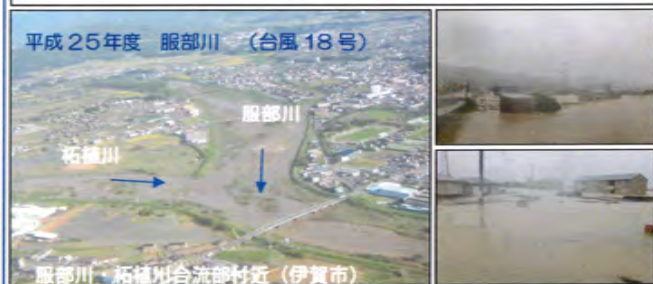


提言 川上ダムの早期完成を図るとともに、事業実施にあたってはさらなるコスト縮減に最大限努めること。 【国土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

頻発する洪水被害



頻発する集中豪雨、大型化する台風、巨大地震への備えとして 直轄河川の整備推進が必要

(平成26年度事業計画 中部地方整備局、近畿地方整備局提供)



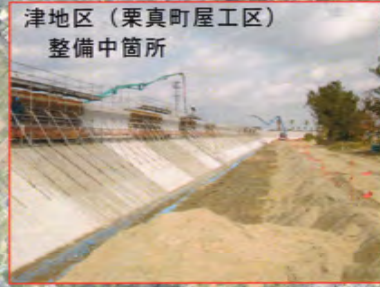
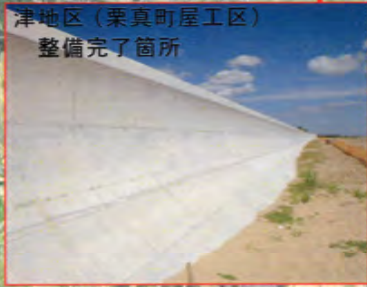
提言 1 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。

2 海拔ゼロメートル地帯をはじめとする河口部の河川堤防の耐震対策を推進するため、平成27年度で終了する全国防災事業に代わる制度を創設すること。

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

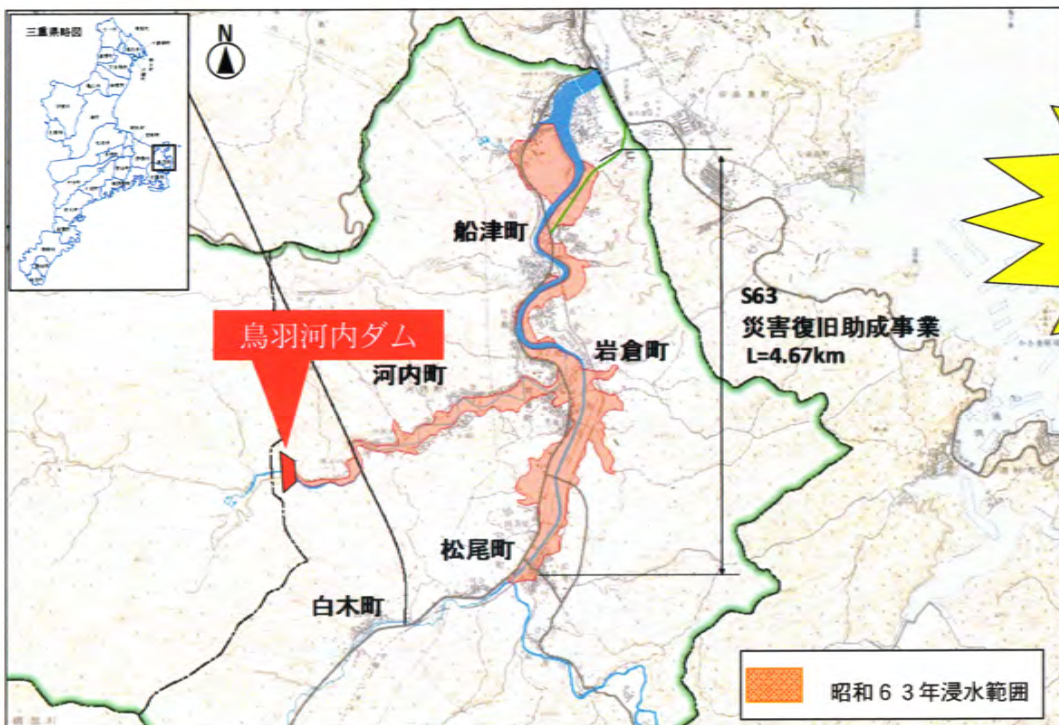


地区名	津 (栗真町屋)(阿漕浦・御殿場)	津 (贄崎)	香良洲	三雲 (鶴・天白)	松阪 (松ヶ崎・獺師・大口・西黒部)
全体事業費(億円)	135.0	42.7	71.3	87.9	48.6
整備期間	H23~H35	H14~H23	H4~H21	H4~H24	H6~H20
整備延長	5.5km	2.2km	2.4km	3.3km	3.1km
H26予算(億円)	10.3	-	-	-	-
備考	H23新規採択箇所				

提言 大規模水害等に備えた高潮対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄海岸事業を推進すること。 【県土整備部】

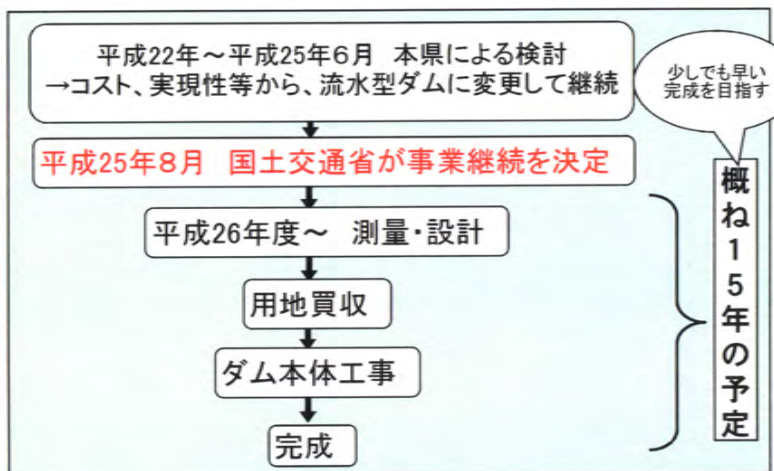
9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)



二級河川加茂川水系は、過去幾度となく、洪水氾濫による浸水被害が発生！

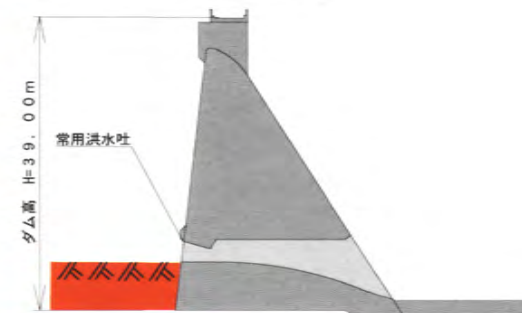
昭和57年
死者1名 浸水戸数46戸
昭和63年
死者4名 浸水戸数72戸 等



過去の洪水で被害を受けた地域における再度の被害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進する必要があります。



【流水型ダム断面図】



提言 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

異常気象により災害が多発

平成16年9月 台風21号豪雨



大田町 播磨

平成23年9月 紀伊半島大水害



紀伊半島 シンブウの谷

平成20年9月 豪雨



熊野町 北谷

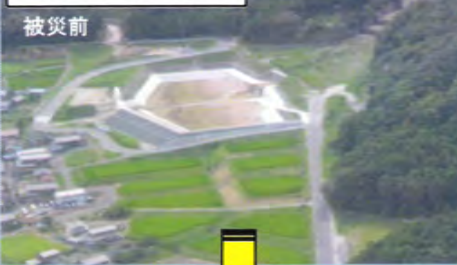
平成23年9月 紀伊半島大水害



熊野市 上大長田谷

施設の整備効果により被害無し

平成24年9月 豪雨



被災後



いなべ市 小滝川

災害時要援護者関連施設を重点整備



病院

松戸市 山室

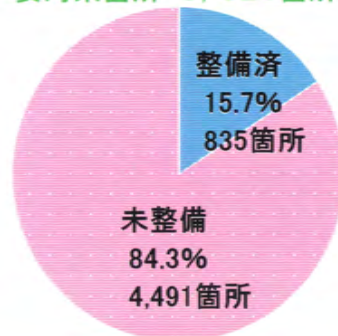


医院

熊野市 馬留

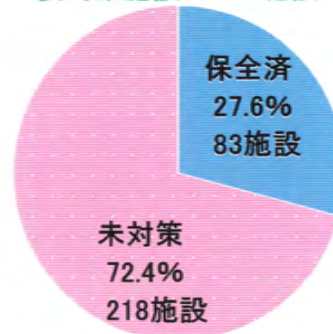
- ・近年、土砂災害が多発し、未対策の危険箇所では多くの被害が発生
- ・施設の整備により下流に被害無し
- ・広島土砂災害においても施設の整備された地区は被害無し

土砂災害防止施設の整備状況
要対策箇所 5,326箇所



土砂災害防止施設の整備は15.7%に留まっている

災害時要援護者関連施設の保全状況
要対策施設 301施設



災害時要援護者関連施設の保全は27.6%に留まっている

土砂災害防止施設の整備推進が必要不可欠

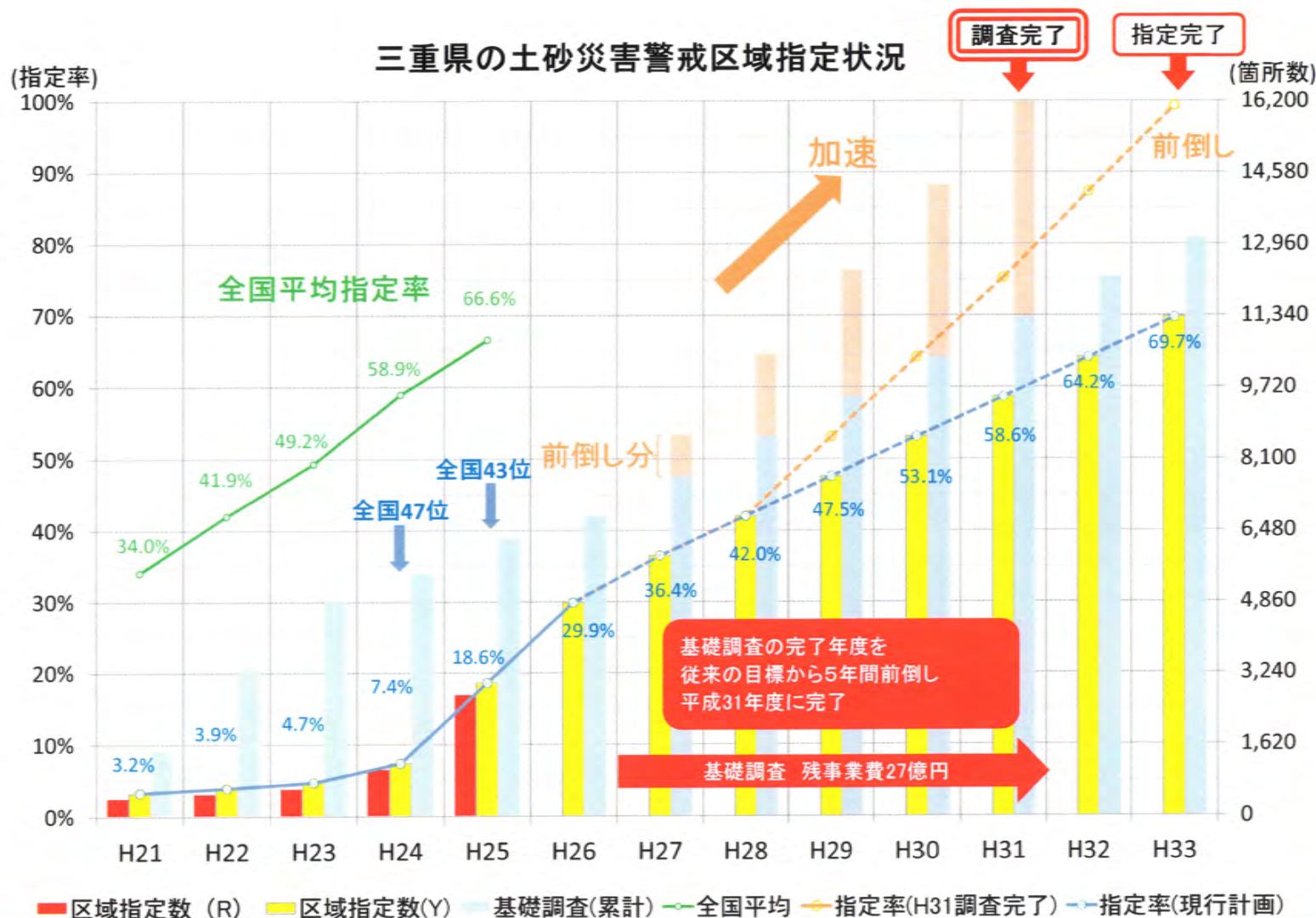
提言 土砂災害防止施設の整備推進に必要な予算を確保すること。

【国土整備部】

9 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

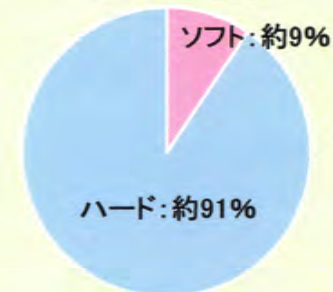
(総務省、国土交通省)

三重県の土砂災害警戒区域指定状況



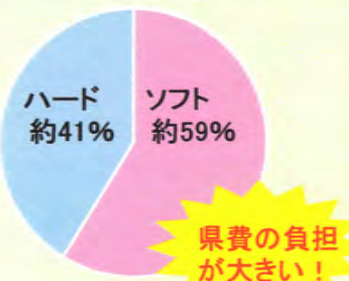
砂防関係事業予算に占める基礎調査(ソフト)の割合

平成26年度砂防関係事業費
2,859百万円



基礎調査は
補助率1/3
非適債

平成26年度砂防関係事業費
うち県費(起債除く)306百万円



ハード対策も重要
ソフト対策へ予算を回すことは困難

提言 土砂災害警戒区域等の指定推進に必要な基礎調査について、補助率の嵩上げや地方債の適債事業とするなど地方負担額の軽減措置を講じること。

10 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ巨大地震発生の切迫性が高まる中、平成 24 年 8 月に内閣府が公表した強震断層モデルをふまえ、本県が平成 25 年度に実施した地震被害想定調査の結果では、すべての市町において震度 6 強以上の地震が発生し、津波による浸水が約 28,000ha に及ぶなど、甚大な被害を想定しています。
- 平成 23 年に発生した紀伊半島大水害、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 11 号による被害など、本県では住民生活に影響を及ぼす風水害・土砂災害が頻発しています。
- 本県が管理する公共土木施設の多くは高度成長期以降に集中的に整備され、整備後 50 年を経過している橋梁の割合は現在 29% ですが、20 年後には 69% となるなど、老朽化する公共土木施設が急速に増加します。
- 本県では、「橋梁長寿命化修繕計画」、「河川特定構造物長寿命化計画」、「下水道長寿命化計画」、「公園施設長寿命化計画」などの長寿命化計画を策定し、定期的な点検と計画的な修繕・更新を実施することで、将来的な維持管理費の低減に取り組んでいます。また、本県では、メンテナンス技術の共有や市町への発注支援などのため、県内全ての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に全国に先駆けて設立しました。

《課題》

- ① 厳しい財政状況の中、頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に備えた事前防災・減災対策、公共土木施設の老朽化対策などの国土強靱化に取り組むためには、国の防災・安全交付金などによるさらなる支援が必要です。
- ② 本県における公共土木施設の整備率は全国平均に比べ下位（道路 39 位、河川 37 位、下水道 39 位など）にあり、今後も公共土木施設の整備を一層推進する必要があります。しかし、厳しい財政状況の中、本県における公共事業予算はピーク時の約 40% に減少する一方で、維持管理費の割合は約 2 倍に増加し、整備に必要な建設費が確保できない状況です。
- ③ 河川の小規模な水門やポンプ設備、小規模な港湾施設の老朽化対策、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがある堆積土砂の撤去は交付金の対象となっていないため、多額の維持管理費を必要とすることから国の支援が必要です。

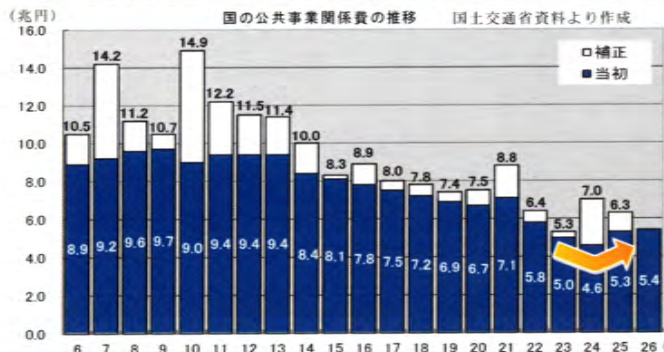
県担当課名 県土整備部道路管理課、流域管理課、河川課、港湾・海岸課、下水道課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

10 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(国土交通省)

防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進するためには、
防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実する必要があります。

！ 防災・安全交付金の増額 ～国の支援をさらに強化～



平成26年度予算
(対前年度比1.02倍)
「国民の安全・安心の確保」
等の分野に重点化

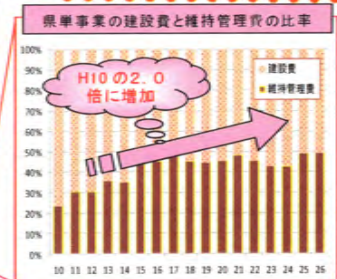
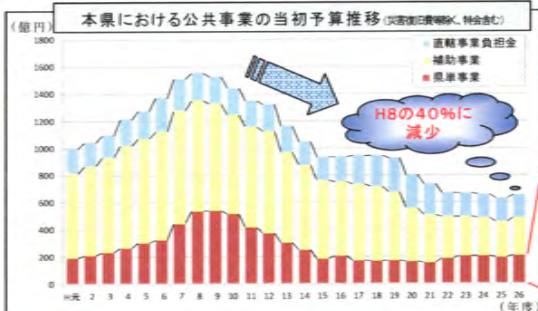
防災・安全交付金の
増額など
国の支援をさらに強化

頻発する風水害・土砂災害や切迫する
南海トラフ巨大地震・津波に対する備え

事前防災・減災対策が必要



！ 維持管理費が建設費を圧迫



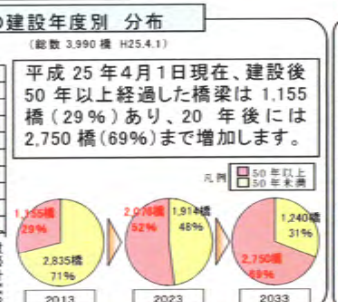
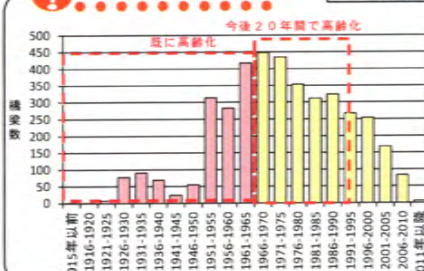
老朽化が進む県管理施設

緊急対応として取組が必要



！ 急速に進む老朽化

橋梁の建設年度別分布



提言

- 頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など国の支援をさらに強化すること。
- 特に維持管理において、長寿命化計画等を策定した施設の計画的な修繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、河川の特定構造物改築事業の交付対象要件(現行は概ね4億円以上、機能に致命的な影響がある機器等に限定)や港湾改修事業の交付対象要件(現行は事業規模2億円以上)を緩和し、さらに堆積土砂の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすること。

【県土整備部】

11 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 全国学力・学習状況調査の結果等から学力の定着に課題がある自治体に対して、抜本的な教職員の定数改善（加配の倍増）を行うこと。また、学校における様々な課題に対して柔軟に対応できるようにするため、用途制限のない包括的な加配制度の創設を行うこと。
- 2 学力向上のための新たな特区制度（学力向上チャレンジ特区（仮称）：市町村単位）を創設し、国からの支援措置を集中的に講ずること。
- 3 全国学力・学習状況調査結果について、それぞれの公立小中学校および設置者である市町村教育委員会が、保護者に対して適切な方法で公表することをルール化すること。
- 4 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。

《現状》

- 本県における平成26年度全国学力・学習状況調査は、すべての教科で全国の平均正答率を3年連続下回る厳しい結果でした。こうした厳しい結果に対して、危機感を持って日頃の教育活動を振り返り、子どもたちの学力向上に取り組んでいます。
- 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）等を実施するとともに、県単独加配教員や非常勤講師を配置していますが、個々の児童生徒の学習状況に応じたきめ細かな教育をさらに推進していくため、加配教員・非常勤講師の増員が求められています。
- 全国学力・学習状況調査結果の市町村単位での公表については、市町村の同意により可能となりましたが、県内29市町のうち平均正答率を公表しているのは9市町のみ（平成26年10月21日現在）となっています。
- 全国学力・学習状況調査における学校に対する調査（学校質問紙調査）結果から、小中学校ともに授業の進め方（「めあての提示」と「振り返る活動の計画的な設定」等）、少人数指導の実施等、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立に課題があります。

《課題》

- ① 学力の定着に課題がある自治体に対しては、抜本的な教職員の定数改善として加配定数を倍増する必要があります。また、使途制限のない包括的な加配制度を創設し、各学校における様々な課題に対して柔軟に対応できるようにすることが求められています。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果が一定期間以上継続して全国平均を大幅に下回る等の状況にある市町村に対して、特区制度（学力向上チャレンジ特区（仮称））を新たに創設し、加配措置などの支援措置を集中的に講じ、一定期間内に全国学力・学習状況調査等で学力向上に顕著な成果をあげれば、当面、当該措置の継続等がインセンティブとして認められる一方、成果が不十分な場合は講ずべき改善措置を国が勧告できるようにすることが必要です。

なお「学力向上チャレンジ特区（仮称）」においては、指導主事を配置して学校現場への指導力を向上するとともに、「家庭学習担当教諭（宿題の管理・点検、放課後学習の実施、家庭への意識啓発等を担当）」および「学力向上支援員（非常勤講師：授業支援、TT（チームティーチング）に活用）」を創設して全小中学校に配置する等、学力向上に特化した対策を集中的に講じる必要があります。
- ③ 学校・家庭・地域が一体となって学力向上に取り組むには、全国学力・学習状況調査の結果を含め、積極的に情報を公開していくことが必要です。そのため、全国学力・学習状況調査の目的の一つに『義務教育に対する保護者等からの負託に対して「説明責任」を果たすこと』を明確に位置づけ、それぞれの公立小中学校および設置者である市町村教育委員会が保護者に対して公表することをルール化する必要があります。
- ④ 学力向上のための学習環境を整備するため、次に掲げる財政的支援および人的支援を拡充する必要があります。
 - ・全国学力・学習状況調査の厳しい結果をふまえ、県内市町における学力向上の取組を促進するため、県統一学力テストに対する支援、ICTを活用した授業改善の取組に対する支援、学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援、退職教職員等を活用したサポートスタッフによる学力向上の支援等、学習環境の整備について、財政的支援を拡充すること。
 - ・学力向上に特化した研修をすべての小中学校で実施するために、県内市町の指導主事等を対象とした研修において、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を派遣していただくとともに、国立教育政策研究所が開催する授業改善の長期研修に多くの教員が参加できるようにすること。
 - ・スーパーティーチャーの衛星通信授業を導入し、生徒がその授業を受けるとともに、教員もそれを参考にして授業力を高められるようなシステムを導入できるような支援をすること。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課、小中学校教育課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

11 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

三重県の全国学力・学習状況調査結果

		平成25年度				平成26年度			
		小学校		中学校		小学校		中学校	
		全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
国語	A	62.7	60.3	76.4	75.0	72.9	69.6	79.4	78.0
		△ 2.4		△ 1.4		△ 3.3		△ 1.4	
	B	49.4	46.7	67.4	65.8	55.5	52.5	51.0	49.0
		△ 2.7		△ 1.6		△ 3.0		△ 2.0	
算数・数学	A	77.2	75.8	63.7	63.2	78.1	76.2	67.4	67.1
		△ 1.4		△ 0.5		△ 1.9		△ 0.3	
	B	58.4	55.3	41.5	39.3	58.2	56.0	59.8	58.3
		△ 3.1		△ 2.2		△ 2.2		△ 1.5	

※数値は平均正答率、各項目の下段は全国と三重県の差

本県の加配定数倍増

【新たな定数改善計画(案)10か年】
○加配定数の改善

学力向上に向け

加配定数の本県配当分を倍増

使途制限のない包括的な加配制度の創設

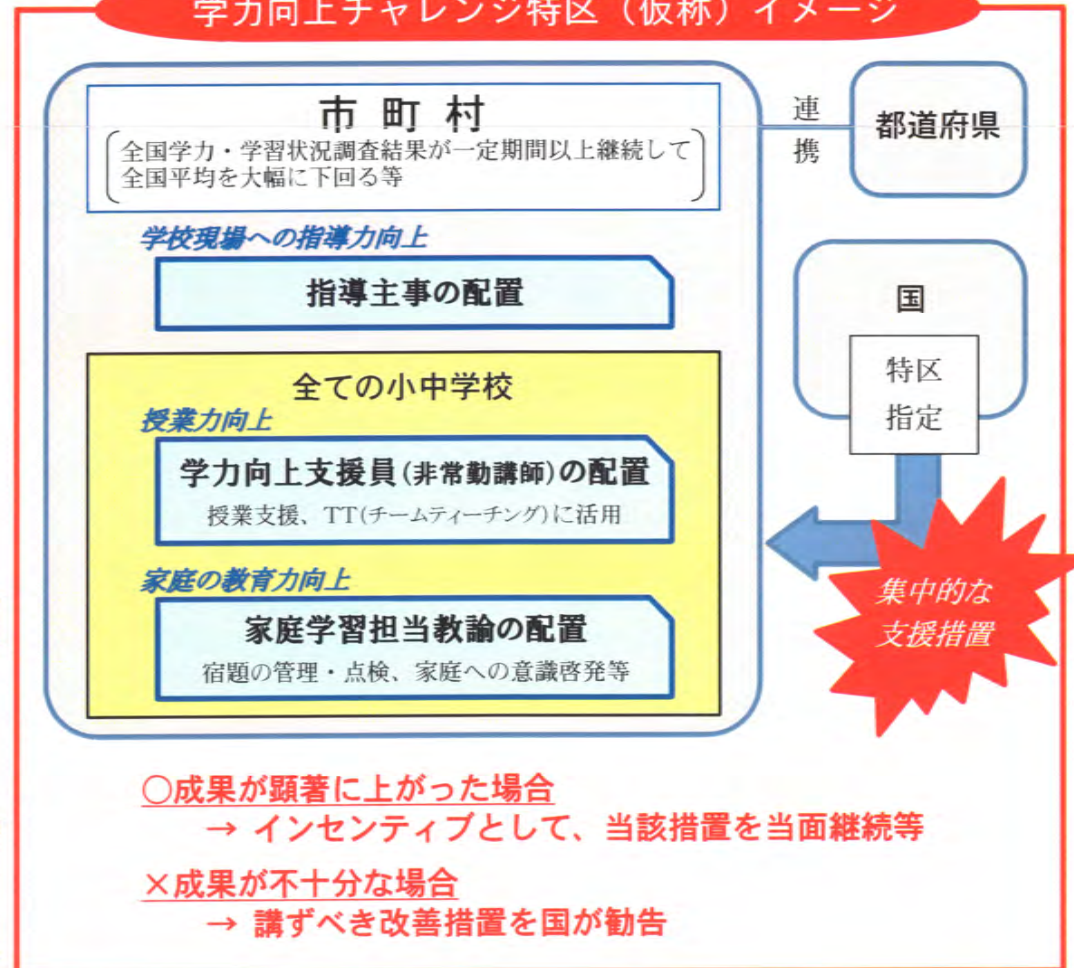
【従来の事項別加配】
・指導方法改善
・児童生徒支援加配(外国人児童生徒日本語指導分を含む)
・特別支援教育
・研修等定数等

従来の事項別加配に加え

使途制限のない包括的な加配制度の創設
→学校における様々な課題への柔軟な対応が可能

学力向上チャレンジ特区(仮称)の創設

学力向上チャレンジ特区(仮称)イメージ



【提言・提案項目】

- 1 全国学力・学習状況調査の結果等から学力の定着に課題がある自治体に対して、抜本的な教職員の定数改善(加配の倍増)を行うこと。また、学校における様々な課題に対して柔軟に対応できるようにするため、使途制限のない包括的な加配制度の創設を行うこと。
- 2 学力向上のための新たな特区制度(学力向上チャレンジ特区(仮称):市町村単位)を創設し、国からの支援措置を集中的に講ずること。

【教育委員会事務局】

11 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

全国学力・学習状況調査結果の公表

県内市町における公表状況

数値を含めた公表の実施・・・9市町（7市町）
数値を含めない公表の実施・・・20市町（9市町）
公表を実施しない・・・0市町（13市町）
※県内29市町、（ ）内は平成25年度、「数値」とは平均正答率等

学校における公表状況 <平成25年度>

数値を含めた公表の実施・・・小学校 59校（15.2%）
中学校 22校（13.4%）
数値を含めない公表の実施・・・小学校 250校（64.4%）
中学校 104校（63.4%）
公表を実施しない・・・小学校 79校（20.4%）
中学校 38校（23.1%）
※小学校 388校・中学校 164校、「数値」とは平均正答率等

それぞれの学校および市町村教育委員会が保護者
に対して適切な方法で公表することをルール化

学校・家庭・地域が一体となった
学力向上の取組の推進

財政的支援および人的支援の拡充

財政的支援

- ・**県統一学力テストに対する支援**
※「みえスタディ・チェック」を実施（H26～）
- ・**ICTを活用した授業改善の取組に対する支援**
※「フューチャー・スクール推進事業」の実施（H23～25）
- ・**学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援**
※「確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業」の実施（H26～）
- ・**退職教職員等を活用したサポートスタッフによる支援**
※県内100校の実践推進校への学力向上アドバイザーの派遣（H24～）

人的支援

- ・文部科学省および国立教育政策研究所の専門家の派遣
- ・スーパーティーチャーによる衛星通信授業の導入

学力向上のための
学習環境の整備充実

【提言・提案項目】

- 3 全国学力・学習状況調査結果について、それぞれの公立小中学校および設置者である市町村教育委員会が、保護者に対して適切な方法で公表することをルール化すること。
- 4 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。

12 海女漁の文化財指定への取組

【提言・提案事項】**制度**・予算

(文部科学省、文化庁)

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。

また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

《現状》

- 鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、器械を使わず自らの身体と簡単な道具のみを使用し、素潜りである海女漁という伝統漁法を守り伝えています。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながり等、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育てており、単なる伝統漁法ではないことを示しています。
- その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課す等、「海」と共に生きてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。
- 本県では、国の文化財補助金を活用して、民俗文化財調査を、平成 22 年度から 25 年度までの 4 年間実施してきました。その調査結果をもって、文化財の保護団体である「海女保存会」の設立や、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の県無形民俗文化財指定といった取組を世界に先駆けて行いました。また、海女漁の存続や文化財の継承に資する水産業の振興策についても、「海女保存会」や三重県を含めた 8 県による「全国海女文化保存・振興会議」を設立し、検討・協議をしています。

《課題》

- ① 鳥羽・志摩地域における海女の人数は、昭和 24 年には 6,349 人でしたが、平成 22・23 年度に行った三重県教育委員会の調査結果では 978 人と大きく減っており、高齢化も顕著となりました。さらに、公益財団法人東海水産科学協会「海の博物館」が行った調査によると、平成 26 年の鳥羽・志摩の海女の従事者数は 761 人となっており、減少傾向に拍車がかかっている状況です。このように、海女漁や海女の文化の衰退は、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。
- ② そのためにも、伝統的な海女漁が、県無形民俗文化財指定に留まるのではなく、「海女保存会」等による文化財保護の取組を進めるためにも、国による文化財指定に向けた現地調査を、三重県および海女漁が残る地域で早急に実施し、鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定することが必要です。
- ③ また、海女漁の未来を見据え、わが国を代表するだけでなく、世界的に稀少な漁法として、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向け配慮いただく必要があると考えます。

県担当課名 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産保護条約

12 海女漁の文化財指定への取組

(文部科学省、文化庁)

海女漁の現状と課題

- ・「海女」の減少や高齢化
- ・存続の危機

海女保存会の設立 平成25年5月18日

海女保存会

鳥羽海女保存会

志摩海女保存会

- ・「海女」が会員の組織
- ・「海女保存会」は、「鳥羽海女保存会」と「志摩海女保存会」の連合組織
- ・文化財としての保存・継承を今後展開
- ・全国初の取組

水産振興
 ・産業として成立
 ・水産資源の回復

文化財保護
 ・保存と継承
 ・保護の周知

両面からのアプローチの必要性

全国海女文化保存・振興会議の設立

- ・知事を委員とする会議。平成26年1月24日設立
- ・海女漁が存続している8県による連携（岩手・宮城・静岡・石川・福井・三重・鳥取・徳島）
- （会長：鈴木英敬三重県知事、事務局：三重県教育委員会）
- ・各県の文化財保護部局と水産振興部局が連携し情報共有
- 平成26年12月に開催を予定（東京都内）

文化財保護のイメージ

県無形民俗文化財指定

↓ 保存・継承

国重要無形民俗文化財指定

日本人の心の拠りどころ「海」と文化財のさらなる保護

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載

海女漁の従事者数

	従事者数(人)
三重県	978
石川県	215
静岡県	185
千葉県	108
徳島県	74
福井県	68
福岡県	56
長崎県	50
山口県	40
岩手県	25
宮城県	10
熊本県	10
大分県	9
鳥取県	7
佐賀県	6
和歌山県	5
愛知県	3
計	1,849

平成25年度三重県教育委員会調査報告書
 *平成26年「海の博物館調査結果」によると、三重県は761人。

【提言・提案項目】

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
 また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

【教育委員会事務局】

13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 平時モードへの移行においては必要な経費を通常の歳出に計上することとし、歳出特別枠を実質的に堅持すること。
- 3 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

《現状》

- 現在、地方においては、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策や子育て支援施策の充実、高齢者医療の確保などの財政需要が増加している一方で、地方税収はリーマンショック前の水準まで未だ十分に回復しておらず、一般財源収入は伸び悩んでいます。また、人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、本年9月3日に内閣は、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。
- 財政制度等審議会は景気回復に伴う地方税収の増加に伴い、歳出特別枠および別枠加算の廃止を提言しており、また「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、地方行財政制度について「危機対応モードから平時モードへ切り替えを進めていく」としています。
- 国においては、地方交付税の原資について、法定率分等だけでは賄うことができず、臨時財政対策債の発行等による財政措置により財源を賄っています。

《課題》

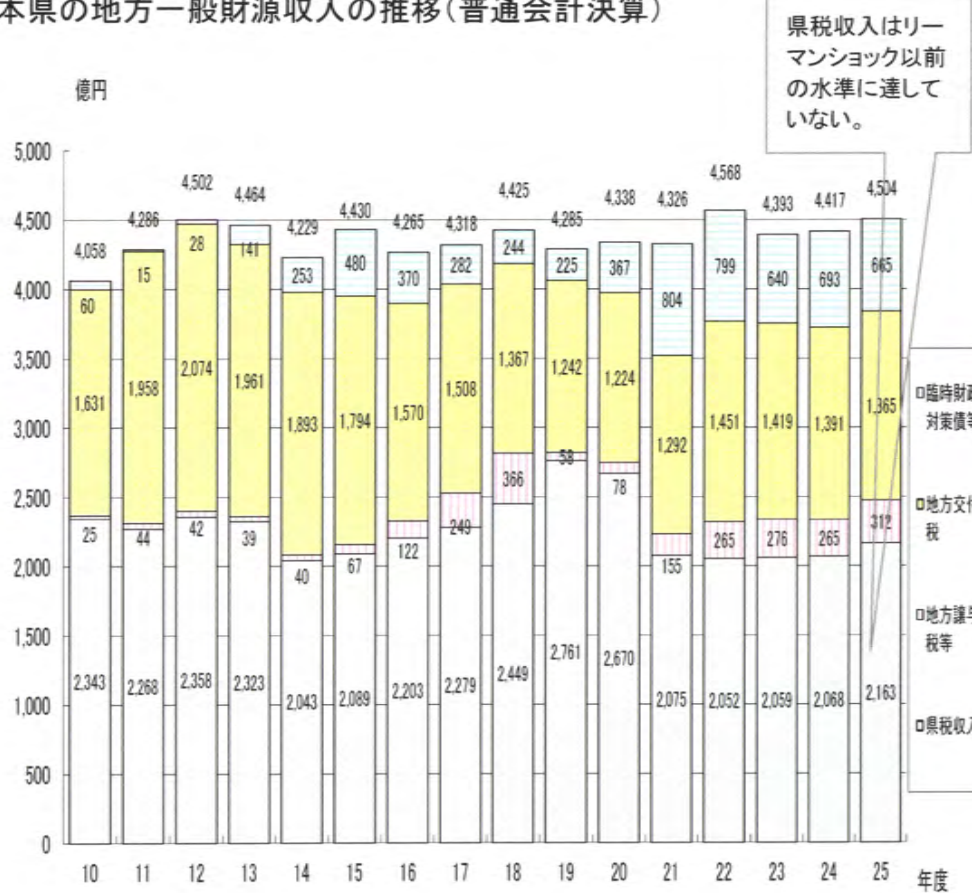
- ① 地方の景気は、リーマンショックから回復してきているとはいえ、未だ十分ではなく、地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、また、人口減少克服・地方創生のための施策を拡充・強化し、創意工夫をこらした自律的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- ② 地方は、少子高齢化に伴い増加する社会保障関係費や地域経済活性化等必要な歳出を、給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、さらに歳出特別枠で補っている状態にあります。平時モードへの移行においては、これらの経費を通常の歳出に計上し、歳出特別枠が果たしてきた役割を実質的に堅持する必要があります。
- ③ 今後、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

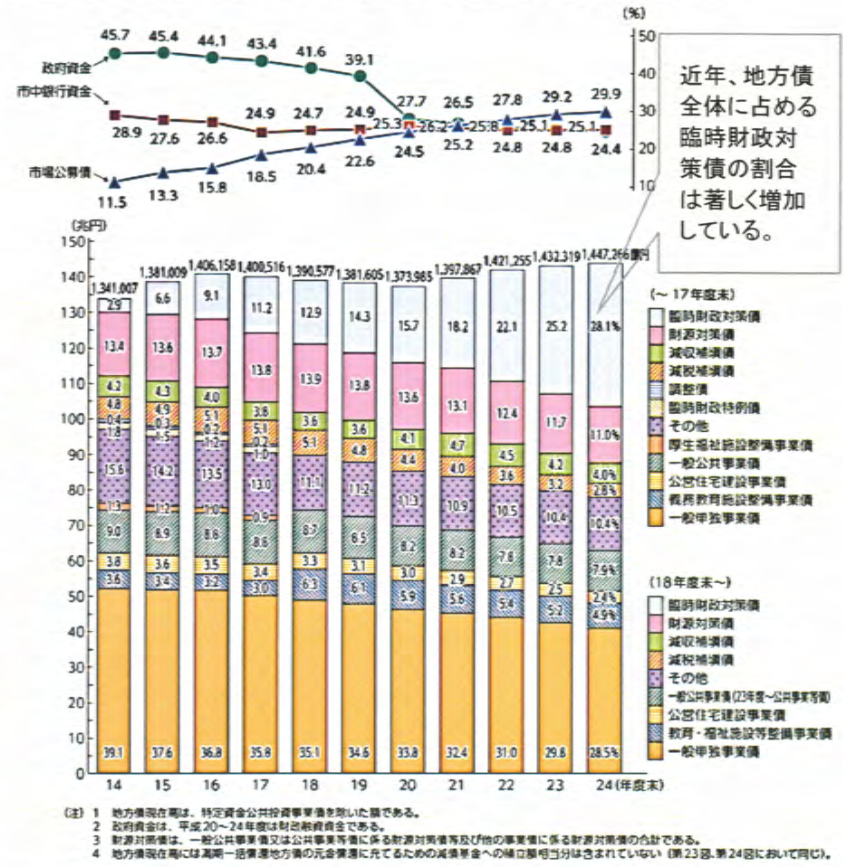
13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(まち・ひと・しごと創生本部、総務省、財務省)

本県の地方一般財源収入の推移(普通会計決算)



地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合の推移



(出典)平成 26 年版地方財政白書

【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 平時モードへの移行においては必要経費を通常の歳出に計上することとし、歳出特別枠を実質的に堅持すること。
- 3 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど地方財政の質の改善を推進すること。

【総務部】

14 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方に減収が生じることのないよう、地方税財源を確保する方策を併せて検討すること。
- 2 車体課税の見直しにあたっては、地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すること。
- 3 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。

《現状》

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す」とされています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「自動車取得税は、消費税率 10% への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10% 段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる」、新たに実施する自動車税の環境性能課税の税収規模は、「他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保する」とされています。
- 平成 26 年度与党税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する。（中略）軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する」とされています。

《課題》

法人実効税率の引下げ、車体課税の見直しによる自動車取得税の廃止、消費税、地方消費税への軽減税率の導入は、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。

県担当課名 総務部税務企画課

関係法令等 平成 26 年度与党税制改正大綱、経済財政運営と改革の基本方針 2014

14 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

■経済財政運営と改革の基本方針 2014(抜粋)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。

■平成26年度与党税制改正大綱(抜粋)

1. 自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。
2. 消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

■本県における自動車取得税

自動車取得税の平成25年度の収入額は、約35億円と県税収入の約1.6%を占めており、その66.5%は県内市町へ交付されている。平成26年度税制改正においては、自動車取得税の税率が引き下げられるとともに、いわゆるエコカー減税が拡充されたところである。

課 題

法人実効税率の引下げ、車体課税の見直しによる自動車取得税の廃止、消費税・地方消費税への軽減税率の導入は、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。



【提言・提案項目】

- 1 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方に減収が生じることのないよう、地方税財源を確保する方策を併せて検討すること。
- 2 車体課税の見直しにあたっては、地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源の確保と自動車取得税の廃止を同時に実施すること。
- 3 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。

【総務部】

15 海岸漂着物対策の推進

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(環境省)

- 1 「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」が平成26年度に終了することから、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要な経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
- 2 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみや漂流ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）が連携して、海岸漂着物対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言したところ、平成24年度補正予算において、全国で約100億円（本県交付額約2億7千万円）という大規模な予算「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」が措置され、本県においてはそれを有効に活用し、平成25年度から26年度にかけて海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進しているところです。
- また、護岸付近の滞留ごみの回収処理経費についても補助対象になるなど、同補助金の運用改善が図られ、地域における取組の幅が広がったところですが、依然として河川や海域では、ペットボトルや食品容器などの多くの生活ごみや流木が散見されており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

《課題》

- ① 海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、依然として一定の回収処理、発生抑制対策を実施していくことが必要であることから、その実施に係る経費について、平成27年度以降も活用できる恒常的な財政上の支援措置が必要です。特に、海岸漂着物は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担を強いることのないよう十分な配慮が必要です。
- ② 海岸漂着物対策では、流域圏の河川における散乱ごみ等の回収処理や流出防止対策により、ごみが海域に流出する前に対策を講ずることが効率的であり、海域の漂流ごみについてもいずれ海岸漂着物になることから、これらのごみ等の対策に活用できる財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

15 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

現状

① 伊勢湾沿岸の漂着物量(推計)

伊勢湾全体 約12,000t/年!
三重県沿岸 約 7,800t/年!!
答志島周辺 約 3,000t/年!!!

② 県内の河川から流出したごみ

多くが鳥羽市答志島周辺に漂着!

③ 「地域環境保全対策費補助金 (海岸漂着物地域対策推進事業)」

河川ごみ・漂流ごみ回収処理経費
は補助対象外!



【漂流ボトル調査結果】



課題

① 海岸漂着物対策においては継続した取組が必要

平成27年度以降の財政支援必要

② いずれ海岸漂着物になるごみ等の対策も必要

河川ごみ・漂流ごみの回収処理や流出防止対策に係る財政支援必要

提
言

- 「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」が平成26年度に終了することから、海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設すること。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
- 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみや漂流ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

【環境生活部】

16 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(国土交通省)

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

《現状》

- リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については工事実施計画が認可され、着工されようとしています。
- 現在のJR東海の計画では、平成 39 年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で、平成 57 年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」での活動のほか、本県と同じ名古屋以西の中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体との連携を強化するとともに、大阪府、大阪市および関西の経済団体で構成する「リニア中央新幹線全線同時開業推進協議会」との連携を図りながら、全線同時開業に向けた取組を進めています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要ですが、JR東海の経営努力だけでは全線同時開業の実現が困難であることから、国による積極的な支援が不可欠です。
- ② 全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和 48 年の基本計画および平成 23 年の整備計画において、名古屋・大阪間の主な経過地は、『奈良市附近』と定められています。特にこの整備計画の策定にあたっては、平成 2 年から三重県・奈良県を含めて実施された東京・大阪間の地形・地質等の調査結果や、国の交通政策審議会において平成 22 年 3 月から 20 回もの審議を重ねて出された答申をふまえた上で、改めて『奈良市附近』と明記されたものです。このため、名古屋・大阪間のルートは、基本計画および整備計画に基づき、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ③ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

16 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

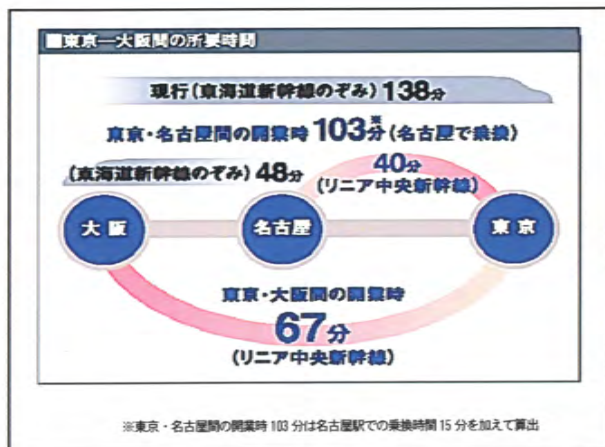
(国土交通省)

【課題】

リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要であり、ルートについては東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることが重要です。

【現状】

本県では、奈良県および両県の経済団体と連携し、三重・奈良ルートによる全線同時開業に向けて取り組んでいます。



【リニア中央新幹線ルート概念図】



【提言・提案項目】

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【地域連携部】

17 中部国際空港の機能強化（完全 24 時間化）の実現

【提言・提案事項】 制度・予算

（国土交通省）

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

《現状》

- 中部国際空港は、平成 17 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として、着実にその役割と責任を果たしてきており、急速に進むグローバル化の潮流に対応した航空輸送事業を担うものとして、中部圏における産業経済の基盤強化に重要な役割を担うとともに、当地域の国内外の人・モノの交流の拡大を通じてわが国全体の活力の維持・向上に大きく貢献しています。
- 平成 20 年 7 月に閣議決定された国土形成計画において、「中部国際空港については、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際航空貨物も含めた需要動向をふまえ、完全 24 時間化を促進し、フル活用ができるよう空港機能の充実を図る」と明確に位置づけられています。
- リニア中央新幹線の工事实施計画が認可され、着工されようとする中、中部国際空港は首都圏と直結した巨大都市圏の中の国際空港というインセンティブにより、世界に通ずるわが国の国際ゲートウェイの一翼を担うものとして、その役割はますます大きくなっていきます。

《課題》

- ① 観光立国の推進、経済の国際競争力強化、国内外の人・モノの交流の拡大等の実現をめざしていく上で、国際航空需要や質的に新しい航空需要の増大に的確に対応するために、二本目滑走路の整備など中部国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ② リニア中央新幹線の開通による首都圏と直結した巨大都市圏の誕生という大きなインパクトの活用や、首都圏への一極集中による弊害を是正する国の中枢機能の分担などに、適切に対応することが必要です。
- ③ 「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を絶好の機会ととらえ、さらなる観光立国の推進を図るべく、中部圏への訪日外国人 200 万人を目指すとともに、産業経済の発展を支える地域の航空物流をさらに拡大していくため空港機能を強化する必要があります。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 空港法

17 中部国際空港の機能強化(完全24時間化)の実現

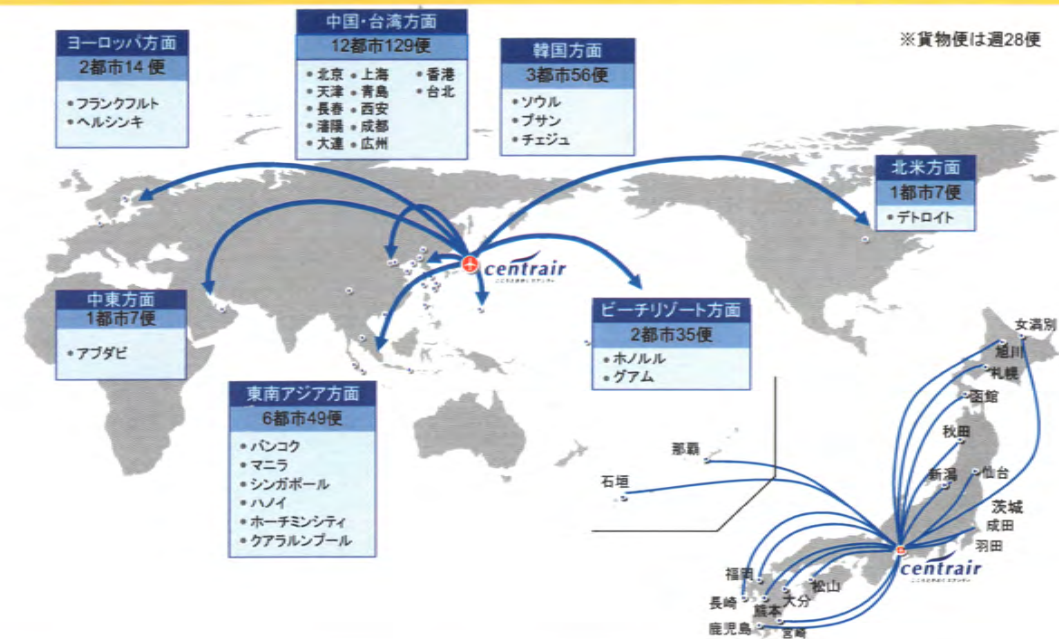
(国土交通省)

- ・航空需要の増大に的確に対応するために、国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ・国際拠点空港の世界標準である完全24時間化に向け、二本目滑走路の早期整備が必要です。
- ・リニアによる巨大都市圏の誕生や、首都圏一極集中による弊害是正に対し、適切に対応することが必要です。



中部国際空港の航空ネットワーク

国際線～世界27都市に向け週297便運航 国内線～国内19都市に向け81便運航



【提言・提案項目】

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

【地域連携部】

18 農地転用に係る許可権限の市町村への移譲

(農林水産省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

1. 農地転用許可権限を速やかに市町村に移譲すること。
2. 地方と十分に議論を尽くし、実情をふまえ、農地の総量確保の目標を設定すること。

《現状》

- 2 ha 超 4 ha 以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要です。また、4 ha 超の場合には農林水産大臣の許可が必要となります。大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない状況です。
- 国は、平成 22 年 6 月 11 日に示した「農用地等の確保等に関する基本指針」において、農地の総量確保の目標や都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標設定基準を設けており、都道府県はこの基準に従って目標面積を設定しています。国の指針に基づき設定した目標は、社会の変化や地域の実情を十分に反映しておらず、また、設定過程で国と地方との議論が不十分なため、地方において達成すべき目標と十分に認識されておらず、総量確保の目標が形骸化しています。このため、農地面積の減少などにより、目標の実現が困難な状況となっています。

《課題》

- ① 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにもかかわらず、農地については国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要があります。
- ② 農地の総量確保の目標は、人口減少や食料消費構造の変化等を勘案するとともに、国と地方で十分議論するとともに、市町村からの積み上げを基本とする必要があります。

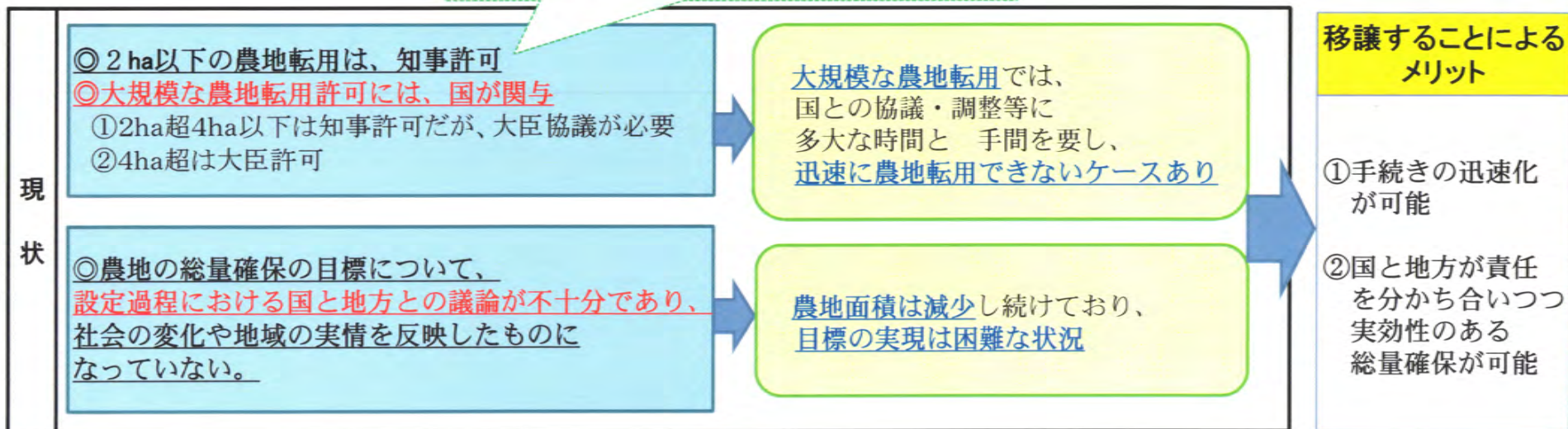
県担当課名 農林水産部農地調整課
関係法令等 農地法、農業振興地域の整備に関する法律

18 農地転用に係る許可権限の市町村への移譲

(農林水産省、内閣府)

農地転用許可権限を市町村に移譲することが必要

三重県では、2ha以下の農地転用許可権限を29市町村のうち19市町村に移譲(平成26年9月現在)



課題

- 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにもかかわらず、農地関係については、国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に応じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みとする必要がある。
- 農地の総量確保の目標は、人口減少や食料消費構造の変化等を勘案するとともに、国と地方で十分に議論するとともに、市町村からの積み上げを基本とする必要がある。

迅速な判断ができるよう、市町村に権限移譲を！

提言

- 1 農地転用許可権限を速やかに市町村に移譲すること。
- 2 地方と十分に議論を尽くし、実情をふまえ、農地の総量確保の目標を設定すること。

地方の実情に応じた土地利用を実現

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震は今後 30 年以内の発生確率が 60～70%まで上昇し、その脅威は刻々と増えています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減する必要がある。本県では、防災・減災対策としてハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて避難階段の設置や防潮扉の動力化など、きめ細かな対策の取組を進めています。

《課題》

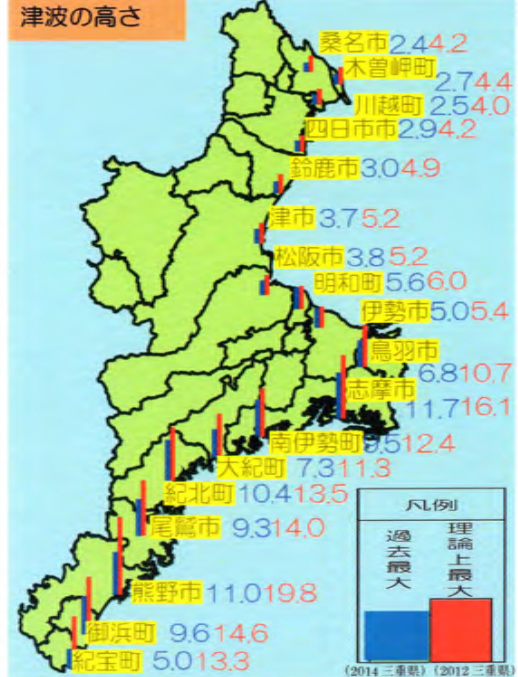
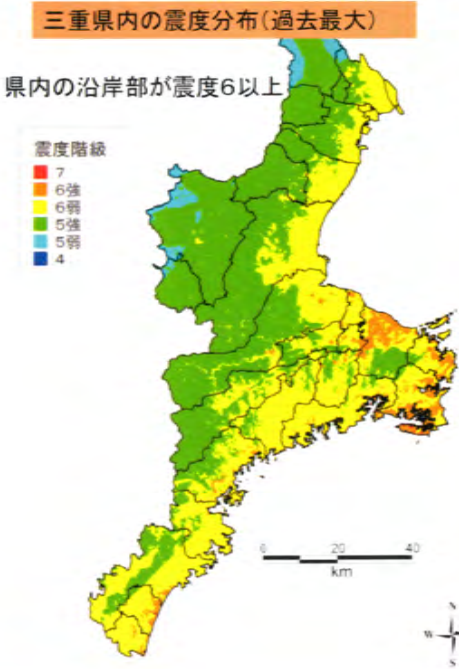
- ① 防災・減災対策を進める上で、大規模地震発生の切迫性が高い地域については、早急にハード対策やきめ細かな対策を強力に推進することが喫緊の課題です。
- ② 津波浸水予測区域内の河川堤防において、空洞化などにより脆弱となった箇所では、機能の回復を図るため緊急に補修を実施する必要があります。また、河川を遡上する津波による被害の軽減に向け、対策が必要な箇所を設定する必要があります。
- ③ 大規模地震発生時の防災活動を支援するため、耐震性能を有する下水道により防災拠点施設の汚水処理を進めることが必要です。
- ④ 木造住宅の耐震化促進のため耐震補強補助金の増額や、減災に向けた木造住宅の部分的な耐震改修に対する評価基準の確立など支援の拡充が必要です。
- ⑤ 不特定多数が利用する大規模建築物等に対する耐震診断費および耐震改修費の補助支援を引き続き行うためには、地方負担の財源確保が喫緊の課題です。

県担当課名 県土整備部河川課、港湾・海岸課、下水道課、住宅課、建築開発課

関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策
 伊勢湾台風(S34.9)
 →河川改修や海岸堤防の整備などの治水を推進

○河川 洪水(概ね60mm/hに対応) ○海岸 高潮(伊勢湾台風に対応)
 高潮(伊勢湾台風に対応) 高波(既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

機能低下した堤防の補強

「機能確保」「粘り強い構造」となるよう緊急に「補強・補修対策」が必要！

国の支援の拡充！

急がれるハード対策やきめ細かな対策を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備・耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備・耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の整備
- ・急傾斜地崩壊対策の実施 など

きめ細かな対策を推進

- ・海岸・河口部堤防等の補強・補修
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化・動力化
- ・道路の構造強化、橋梁の耐震化
- ・下水道の耐震化・津波対策 など

津波に対する対策を進めるための支援の強化を！

河川施設の津波対策	海岸施設の津波対策
津波過上解析 整備内容の検討	設計津波の水位の設定 整備内容の検討
河川整備基本方針の変更 河川整備計画の変更	海岸保全基本計画の改訂
粘り強い構造 表面被覆工 等	設計津波の進入を防ぐ
液状化層 耐震化 鋼矢張り 地盤改良工	高潮 嵩上げ 補強
《目指すべき河川施設》	《目指すべき海岸保全施設》

国川の支援を！

提言

- 1 大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算を確保するとともに、補助率の嵩上げや全国防災事業に代わる制度の創設など国の財政支援を強化すること。
- 2 大規模地震発生時の切迫性が高い地域において、急務である河口部の堤防及び河川管理施設等に係る計画策定を防災・安全交付金の対象事業とすること。

【県整備部】

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

志登茂川浄化センターの早期供用開始

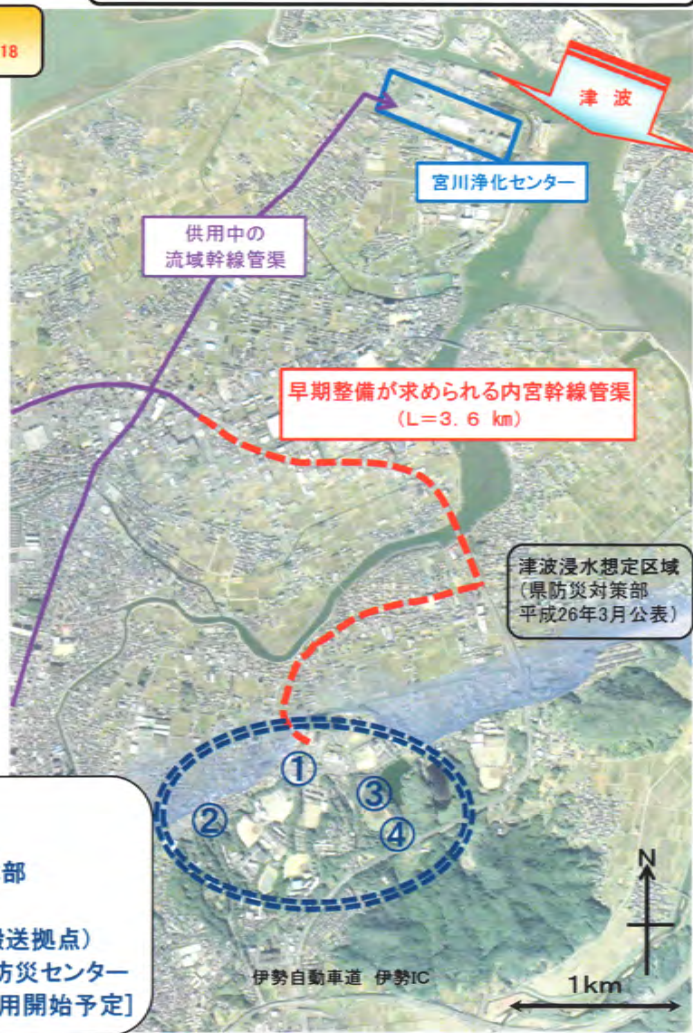
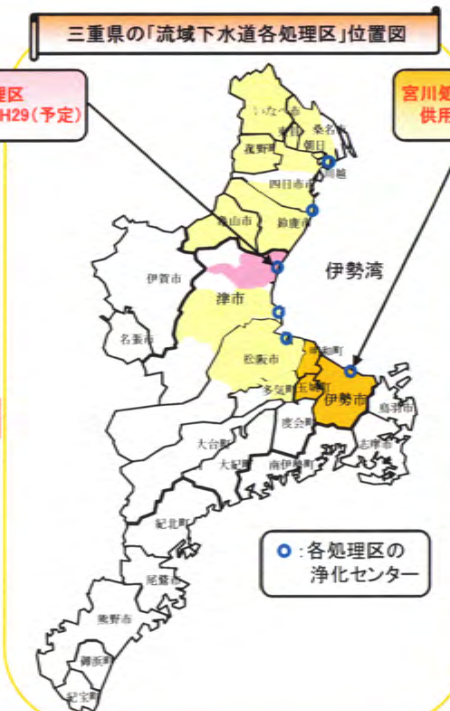
平成29年度末の供用開始【国費64億円】



- <防災拠点>
- ①三重県庁
 - ②三重県津庁舎
 - ③三重県警察本部
 - ④国交省三重河川国道事務所
 - ⑤三重大学医学部附属病院
 - ⑥JR・近鉄津駅

宮川流域下水道内宮幹線管渠の早期延伸

平成30年度までに幹線管渠の延伸【国費14億円】



- <防災拠点>
- ①伊勢警察署
 - ②伊勢市消防本部
 - ③倉田山公園 (活動・物資搬送拠点) (Activity/物资 transport base)
 - ④伊勢市消防・防災センター [H28年4月運用開始予定]

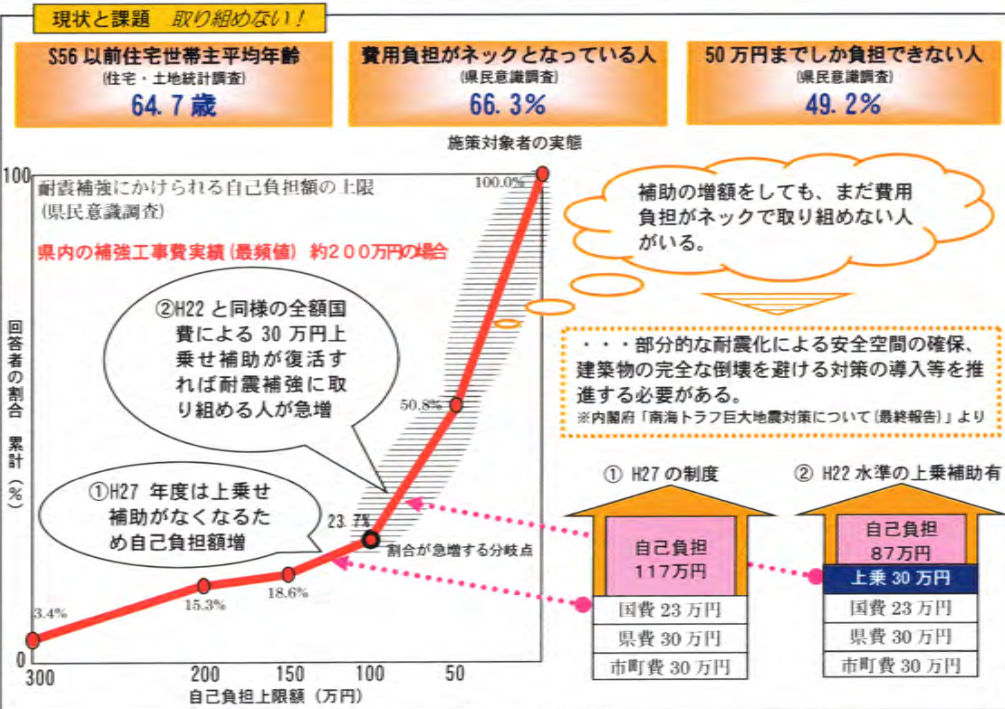
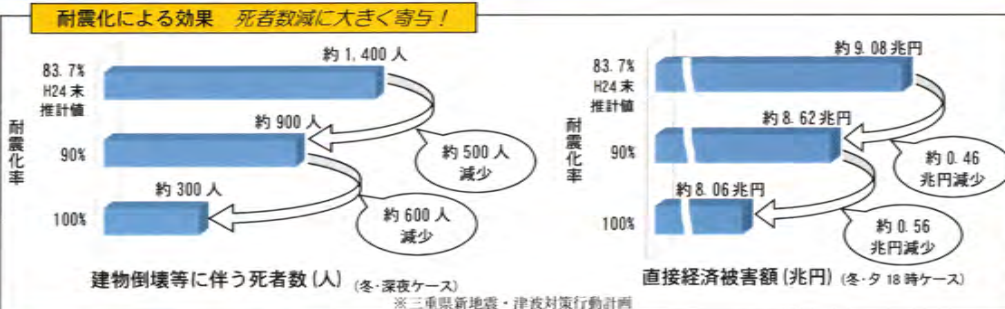
防災拠点施設に下水道機能を確保

提言 大規模地震発生の際、切迫性が高い地域において、防災拠点施設を処理区に含む志登茂川浄化センターの早期供用や、宮川流域下水道内宮幹線管渠の早期延伸に、予算の重点配分を行うこと。【県土整備部】

19 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(内閣府、国土交通省)

住宅の耐震化促進と減災のための支援制度の充実を！



- 耐震補助金上乗せの復活
木造住宅の耐震化促進を支援
- 部分的耐震改修等の減災取組の評価基準の確立
多様な耐震対策の検討

支援制度の拡充
拡充により大きく促進！

大規模建築物等の耐震化促進のための財政支援の強化を！

耐震化の現状

【国】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年までに90%
＜「地震防災戦略」H17年中央防災会議策定＞

【県】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年度末までに90%
うち多数の者が利用する民間建築物の耐震化目標は85%
○多数の者が利用する民間建築物の平成25年度末時点の耐震化率は約78%であった。

耐震改修促進法の改正や支援措置の拡充による建築物の耐震化の促進が喫緊の課題

国による耐震改修促進法の改正とそれに伴う支援制度の拡充

耐震改修促進法の改正

耐震診断義務化及び診断結果の公表

不特定多数が利用する大規模建築物等

地方が指定する避難路沿道建築物

県が指定する防災拠点建築物

支援制度の拡充

耐震診断		
国 1/2	地方 1/2	
※地方が補助制度を整備している場合、国の実質補助率を1/3から1/2に拡大		
耐震改修		
国 1/3	地方 11.5%	事業者 55.2%
※地方が補助制度を整備している場合、国の実質補助率を11.5%から1/3に拡大		

県の補助制度

【耐震診断】
○対象：耐震診断及び診断結果の公表が義務化される以下の建築物
・不特定多数が利用する大規模建築物(ホテル・旅館・店舗等)
・避難弱者が利用する大規模建築物(学校、老人ホーム等)
・火薬類、石油類等の危険物を、一定量以上貯蔵又は処理している大規模建築物(工場等)

【耐震改修】
○対象：耐震診断及び診断結果の公表が義務化される建築物のうち、以下のいずれかに該当する建築物
・災害時に避難所として活用される建築物(ホテル・旅館等)
・災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物

多額な予算措置の必要性

耐震診断が義務化される全ての建築物に対して、耐震診断費の1/2及び耐震改修費の11.5%を地方が負担した場合

地方負担額 約50億円

財源確保が大きな課題

- 既存の支援制度の拡充
国の補助率の嵩上げによる国負担の増額
- 新たな支援制度の創設
新たな交付金制度など地方負担に係る支援制度の創設

支援制度の拡充
拡充により大きく促進！

提言

- 1 木造住宅の耐震化促進のために耐震補助金上乗せを復活すること。また、木造住宅の部分的な耐震改修など減災取組に対する評価基準を確立すること。
- 2 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向け、国の補助率の嵩上げや地方負担に係る支援制度を創設すること。

【県土整備部】

20 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 七里御浜海岸は、背後地はもとより海岸と並走する緊急輸送道路の国道42号を防護する役割を担っています。
- 七里御浜海岸では、太平洋の高波等の影響により、最大80m汀線が後退し前浜が消失するなど侵食が著しく発生し、その資源や機能が脅かされています。このため、本県ではこれまで巨額の費用を投入し侵食対策に取り組んでいます。
- 七里御浜海岸は、吉野熊野国立公園内に位置し、「熊野参詣道七里御浜」（熊野古道の浜街道）として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であることから保全と活用に努めています。

《課題》

- ① 発生が懸念される南海トラフ巨大地震に伴う巨大津波から、背後地や国道42号を防護するため、早期に対策を行う必要があります。しかし、七里御浜海岸は海岸延長約23kmに及ぶことから工事規模が著しく大きく、本県による対策には限界があります。
- ② 海岸の侵食対策については効率性の観点が必要であり、七里御浜海岸においても熊野川の堆積土砂を活用し、波力等の自然エネルギーを利用した吸引輸送システム（サンドバイパス）等の新技術・新工法によるコスト縮減が求められます。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ③ 七里御浜海岸は、国立公園や世界遺産に登録されていることから、緑の防潮堤や潜突堤等の新技術・新工法による景観に配慮した対策が必要です。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ④ 七里御浜海岸の侵食が進行する原因には、熊野川等からの自然な土砂供給が減少していることが考えられます。このため、継続的な土砂供給を確保するためには、複雑な土砂供給の解析や複数県にわたる熊野川流域の総合土砂管理が必要です。

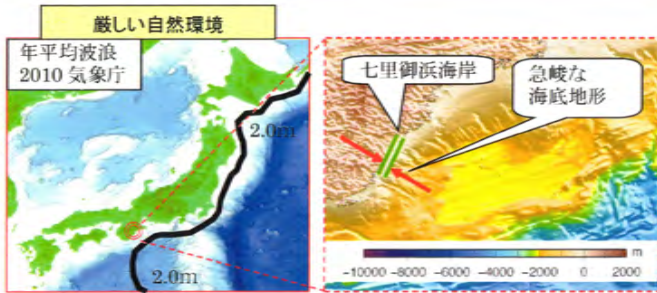
県担当課名 県土整備部港湾・海岸課

関係法令等 海岸法

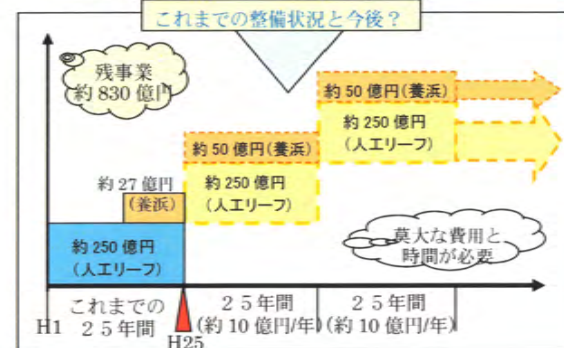
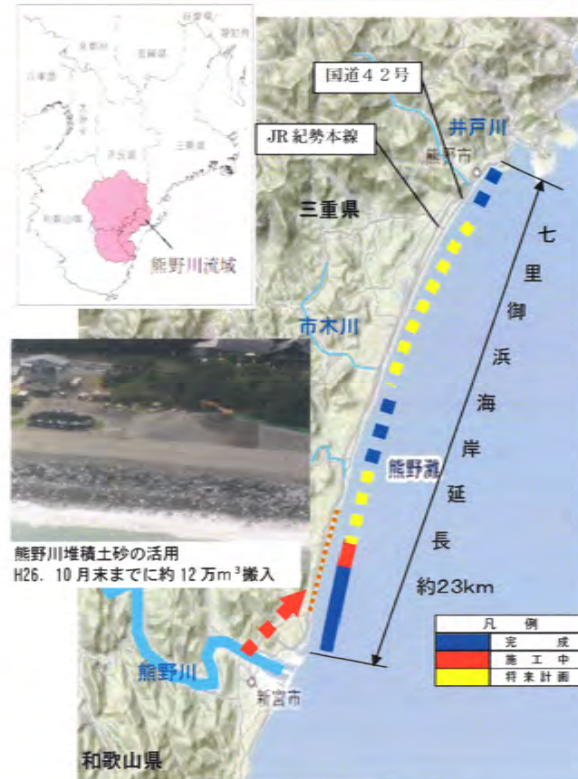
20 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

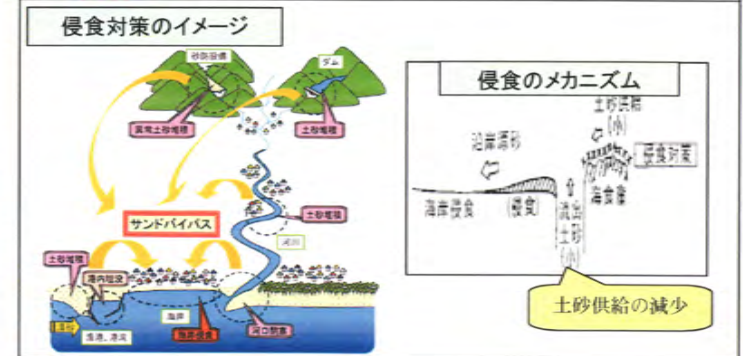
七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録され東紀州地域を代表する地域資源です。また、背後地の防護機能も有していますが、急峻な海底地形や太平洋の高波など厳しい自然環境のもと、著しく侵食が進んでおり、年々海浜が後退しています。



七里御浜海岸は、海岸延長が約23kmに及び、また前浜が消失するなど侵食が著しいことから、大規模な侵食対策が必要です。



世界遺産保護や環境負荷低減のため、新技術・新工法を活用した侵食対策が必要です。また、継続的な土砂供給確保のため、複数県にわたる熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析が必要です。



提言 発生が懸念される南海トラフ巨大地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。 **【県土整備部】**

21 新宮川水系（熊野川）の総合的な治水対策のさらなる推進

（国土交通省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 23 年の台風 12 号に伴う豪雨により、熊野川および支川流域において大規模な浸水被害が発生するとともに、熊野川の河道内には大量の土砂が堆積しています。また、熊野川の影響を受けた相野谷川では、平成 19 年に完成した輪中堤（天端高 9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。このため、熊野川と相野谷川では、激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧事業が実施されています。
- 河口から約 5 km の区間は国の直轄管理であり、中下流部は、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。また、流域内には、主なものだけで 11 基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株)、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。このうち、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 11 号等において、一定の水位低減効果が得られました。
- 熊野川は、紀伊半島大水害以降、山腹崩壊等による土砂の流出により、さらなる濁水の発生とその長期化が問題となっています。その対策として堆積土砂の撤去、砂防工事等の土砂災害対策や上流にあるダム群において、水路トンネル整備、選択取水設備の設置などの対策を進めていますが、濁水の発生は継続しています。このため、平成 26 年度には「熊野川濁水対策技術検討会」が設置され、効果的な濁水対策について有識者による検討が進められています。

《課題》

- ① 熊野川では治水安全度の向上を図るため、大量の堆積土砂を早期に撤去する必要があります。しかしながら、その対策には莫大な費用が必要であり、水系内に複数存在する各河川管理者が短期間に効果的な対策を進めることには限界があることから、直轄管理区間の拡大により、国の管理のもと堆積土砂の撤去を推進することが求められます。
また、熊野川および相野谷川では再度災害防止に向け、激甚災害対策特別緊急事業等の着実な推進が必要です。
- ② 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や洪水軽減に向けたダム運用のさらなる改善、濁水対策の検討を図るためには、国のマネジメントをさらに強化する必要があります。

県担当課名 県土整備部河川課

関係法令等 河川法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

21 新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

被害が甚大

平成23年9月の台風12号に伴う未曾有の降雨により計画規模を超える洪水によって広域で甚大な被害が発生!

熊野川で計画を超える未曾有の洪水が発生

河川整備基本方針の計画高水流量(1.9万m³/s)を超える洪水(2.4万m³/s)が発生

相野谷川では本川の洪水の逆流等により水位が上昇。輪中堤を越水、甚大な浸水被害

戦後3番目(近年最大)のH9年の洪水(9.4m)を超える洪水が発生
*今回:13.8m(直轄水位)

複雑で特異

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯でありながら、河川やダムなどの管理者が複数・複雑に存在しており、上下流一貫した対策が必要!

全国有数の多雨地帯であり、洪水を発生しやすい

土砂災害や洪水による被害が発生するリスクを抱えている

流域(2,360km²)が三県に跨る

流域全体の総合的な治水対策が必要

浸水想定区域内の人口(約25,000人)に11基のダムが点在

11基全てが利水ダム(治水機能無し)複数の管理者が存在

相野谷川周辺の災害復旧への取組

相野谷川における復旧の実施にあたっては激甚な被害を踏まえ、国、三重県、紀宝町が連携し、地元の意向を十分踏まえつつ進めることが重要

「相野谷川沿川における災害復旧のあり方検討に関する協議会」
H26.3.26 終了

【構成員】
国・三重県・紀宝町

激特事業を進めるため、関係機関との協議や技術的な検討に着手

「熊野川堤防調査委員会」
【構成員】 学識者

平成23年 台風12号 被災状況

熊野川・相野谷川の浸水戸数等 (H23.10.17時点)						
河川	市町	浸水戸数		備考		
		水没	床上			
熊野川(本川)	新宮市	0	1,188	957	2,145	
	紀宝町	0	306	48	354	
相野谷川	紀宝町	192	449	8	649	輪中堤内
	合計	(79)	(1,077)	(0)	(1,866)	
全体		192	1,943	1,013	3,148	

*いずれも住家を対象とした戸数
*新宮地区は内水による浸水を含む
*浸水戸数は紀宝町、新宮市、紀南河川国道事務所調べ



新宮川水系 流域図

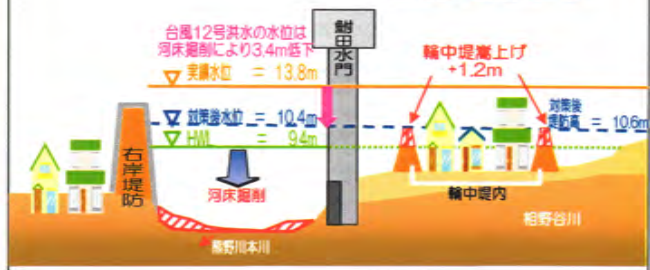


◎河川激甚災害対策特別緊急事業

・総事業費 200億円
・事業期間 H23年度～H28年度(6年間)

(平成23年発生災害 直轄河川災害復旧事業:50億円)

(対策概要・効果イメージ)



熊野川の総合的な治水対策の実施への取組

熊野川の河川管理者である国、三県と沿川自治体及びダム管理者が緊密な連携を図りながら熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することが重要

「ダム操作に関する技術検討会」(電源開発)

「熊野川の総合的な治水対策協議会」

【構成員】 国・和歌山県・奈良県・三重県・流域自治体・関西電力・電源開発

【開催実績】 第1回:H24.7.2 第2回:H24.12.20 第3回:H25.7.2 第4回:H25.12.26 第5回:H26.7.25

「熊野川における堆積土砂対策等に関する調整会議」
「熊野川濁水対策技術検討会」(H26.6.23 新設)

◎紀伊半島大水害以降、少雨により濁水が発生

◎濁水対策の検討が必要

◎計画規模を超える洪水により大規模な被害が発生

◎大量の堆積土砂を撤去するなど治水対策が必要

◎下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム群が存在

◎流域全体の一体的な管理が必要

- 提言
- 1 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野谷川を含む)について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に向けた治水対策を推進すること。
 - 2 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や利水ダムの運用改善及び濁水対策の検討について、国によるマネジメントを強化すること。

22 第 76 回国民体育大会(平成 33 年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・予算

《現状》

- 本県では、平成 33 年に第 76 回国民体育大会、平成 30 年に全国高等学校総合体育大会を開催します。現在、競技別に実施会場の選定を行っていますが、約半数の競技が都市公園内のスポーツ施設を活用して開催する予定です。
- 国民体育大会の総合開・閉会式の会場となる五十鈴公園内県営陸上競技場等の主要な都市公園内のスポーツ施設は、昭和 50 年の三重国体を契機に整備されたものが多く、40 年を経過し施設の老朽化が進むとともに、国体競技の施設基準を満たさない施設があります。

《課題》

- ① 第 76 回国民体育大会および全国高等学校総合体育大会の開催に合わせ、総合開・閉会式の会場となる五十鈴公園内県営陸上競技場の整備等を計画的に進めることが必要です。
- ② 五十鈴公園内県営陸上競技場や市町都市公園のスポーツ施設の整備に、多額の費用を必要とすることから国の社会資本整備総合交付金による重点的な配分などの支援が必要です。

県担当課名 県土整備部都市政策課、地域連携部スポーツ推進局国体準備課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

22 第76回国民体育大会(平成33年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援 (国土交通省)

五十鈴公園の概要

- ・本公園は、伊勢神宮に隣接し、豊かな自然と調和した都市公園
- ・公園内にある陸上競技場は、前回(昭和50年開催)三重国体のメイン会場であり県内陸上競技の聖地
- ・本年度中に伊勢市から三重県へ管理移管の予定

五十鈴公園の課題

国民体育大会の総合開・閉会式、陸上競技の会場として

- ①開催基準を満たしていない
- ②老朽化が著しい
- ③バリアフリー化が不十分

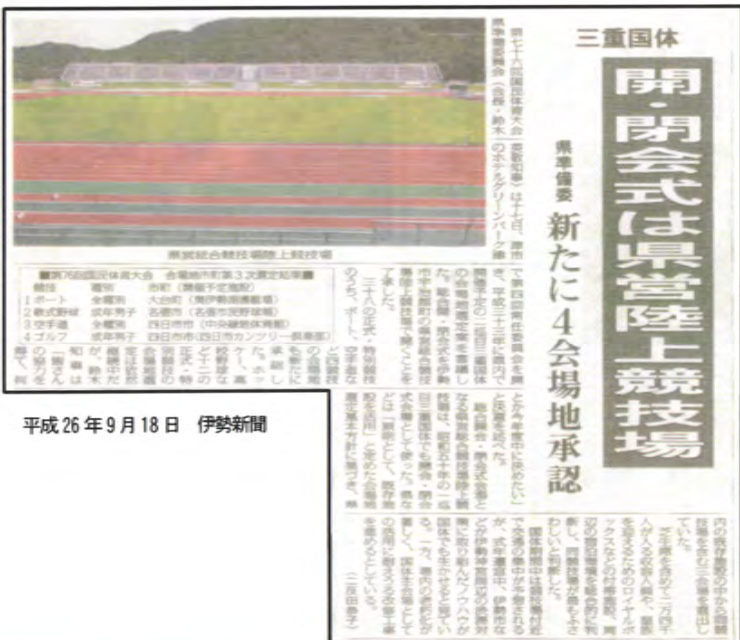
大会開催に向け
改修

改修内容

第1種公認陸上競技場に向けた改修

- (1) 競技場の大規模改修
メインスタンドの建替え、両サイド・バックスタンドの改修
照明設備の設置、大型映像装置のリニューアルなど
- (2) 附帯施設の整備
 - ① 補助競技場の整備
400mのトラックを持つ第3種公認陸上競技場の整備
 - ② 投てき場の新設
 - ③ 駐車場の整備

国民体育大会の開催に向け平成27年度に工事着手



平成26年9月18日 伊勢新聞

事業スケジュール

- H27 競技場工事着手
- H30 全国高等学校総合体育大会陸上競技
- H32 国体リハーサル大会
- H33 第76回国民体育大会
総合開・閉会式
陸上競技

五十鈴公園改修概要



提言

国民体育大会の開催会場となる都市公園施設の改修に必要な予算を確保すること。

【県土整備部、地域連携部】

23 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会、警察庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

《現状》

- 本県における平成 25 年中の刑法犯認知件数は 19,726 件と、平成 14 年をピークに減少傾向にありますが、県民に強い不安を与える殺人や強盗等の凶悪犯罪が後を絶たず、また、ストーカー・DV 事案や特殊詐欺が多発しているほか、サイバー犯罪・サイバー攻撃にみられるような新たな治安上の脅威も深刻化するなど、県民の不安を真に解消するには至っていません。特に本県は他県と比べ、刑法犯認知件数の警察官一人あたりの負担件数も 6.58 件と大きく全国第 7 位です。
- 交通事故死者数は減少傾向にあるものの、いまだ年間 100 人近くの尊い命が失われており、交通人身事故発生件数は 9,804 件で、警察官一人あたりの負担件数は 3.27 件となり、全国第 11 位です。
- 本県の警察官一人あたりの負担人口は 610 人と全国平均の 499 人を大きく上回っており、全国第 6 位、中部管区内では第 1 位です。

《課題》

地方警察官の増員や諸施策の推進などにより、刑法犯認知件数および交通事故死者数は減少傾向で推移していますが、その減少幅は、増員数の減少に伴い小さくなっているほか、犯罪が悪質・深刻化するなど、警察を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあることから、今後も一層の治安維持を図るため、増員によって警察力を強化する必要があります。

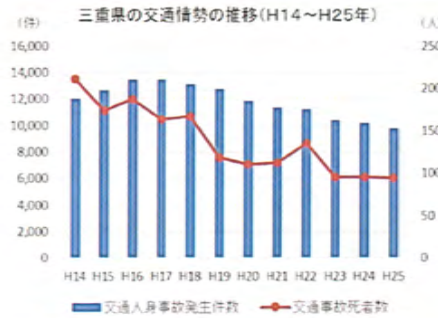
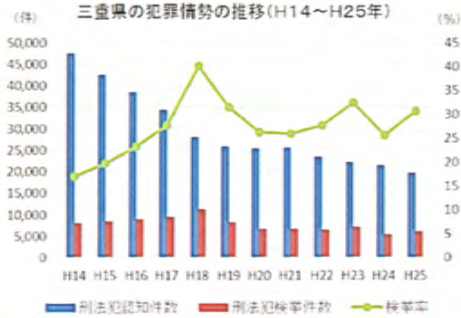
県担当課名 警察本部警務課
関係法令等 警察法

23 治安対策の充実・強化

(総務省、国家公安委員会、警察庁)

現状

刑法犯認知件数・交通事故死者数は減少傾向にあるが、ストーカー・DV事案、特殊詐欺が多発！サイバー犯罪等新たな治安上の脅威も



●特殊詐欺
前年比+34件、約9,530万円増！
●振り込め詐欺
前年比+26件、約6,090万円増！

平成26年度警察官一人当たりの負担人口 (近隣府県)



※住民基本台帳に記録された日本人人口 (H25.3.31現在)により算出。

● ストーカー・DV事案の認知(相談)件数

ストーカー事案認知件数		前年比 +56	DV事案相談件数		前年比 +80
平成24年	平成25年		平成24年	平成25年	
295	351		548	628	

● 特殊詐欺の発生状況

	平成24年		平成25年	
	発生件数	被害額	発生件数	被害額
特殊詐欺	73	約4億8,350万円	107	約5億7,880万円
振り込め詐欺	39	約1億2,190万円	65	約1億8,280万円

● 警察官一人当たりの負担状況

刑法犯認知件数 (H25年中)	負担件数		順位	交通人身事故発生件数 (H25年中)	負担件数		順位	人口 (H25.3.31現在)	負担人口		順位
	件数	順位			件数	順位			人口	順位	
19,726	6,58	7	9,804	3.27	11	1,830,584	610	6			

警察官一人当たりの業務負担が大きく、負担人口は全国平均を大きく上回り、中部管区内で第1位！！

課題

●警察官増員数減少 → 刑法犯認知件数・交通事故死者数の減少幅が小
●犯罪の悪質・深刻化 → 警察を取り巻く状況は依然として厳しい状況
→ 増員による警察力の強化が必要！



提言・提案事項

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であるため、警察官を増員すること。

【警察本部】

24 南海トラフ地震に備えた四日市港の強靱化

【提言・提案事項】**制度**・**予算**

(国土交通省)

《現状》

- 三重県が実施した地震被害想定調査によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波により、三重県内で約 53,000 人の死者が発生し、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされています。
- 四日市港の臨海部には国内外に石油製品等を供給する国内有数の石油化学コンビナートが立地しており、被災後のサプライチェーンの寸断による経済・産業活動への深刻な打撃や背後の市街地、港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は、地震や津波による被害の発生を未然に防止する、被災した場合にも早期復旧を支えるという重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

《課題》

- ① 臨港道路霞4号幹線は、貨物輸送の定時性・即時性を確保するだけでなく、国道 23 号に対する環境負荷の低減や、災害時に霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っており、平成 29 年度の完成をめざし、平成 16 年度から国の直轄事業として整備が進められています。しかし、平成 26 年度の進捗見込み（事業費ベース）は、約 5 割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。
- ② 四日市港では、地震や津波の被害から背後の人命や財産を守るため、海岸保全施設の地震・津波対策について、1 / 2 の補助制度を活用しながら、耐震化整備を進めているところですが、十分な財源の確保ができず対策が進んでいません。
地震等により被災した場合、災害復旧事業により、国から 2 / 3 以上の補助を受けることができますが、南海トラフ地震による被害は広域に亘ること、かつ、その程度も深刻なものとなることから、復旧するまでにかなりの期間と莫大な費用を要すると想定されます。そのため、南海トラフ地震により深刻な被害が生じるおそれのある地域においては、重点的な事前防災・減災対策を実施することにより、被害の防止・軽減を図ることが不可欠であり、こうした取組を推進するため、災害復旧事業と同程度の 2 / 3 の補助を行う等、更なる財政支援が必要です。
- ③ 四日市港の物流機能を維持するためには、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化を図ることで維持管理コストの縮減や予算の平準化が必要となっておりますが、予防保全計画に基づき計画的に維持管理を進めることができるよう、更なる財政支援が必要です。
また、現在、港湾管理者が実施する港湾施設の老朽化対策のうち、5 億円以上の大規模な事業については 1 / 2 の補助が受けられますが、それよりも小規模な事業については 1 / 3 しか補助が受けられません。施設の損傷の程度が小さいうちに対策を施すことが維持管理の効率化や費用縮減につながることから、5 億円未満の事業についても大規模なものと同様の財政支援が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

24 南海トラフ地震に備えた四日市港の強靱化

(国土交通省)

現 状

- 南海トラフ地震の発生が危惧される中、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされており、四日市港臨海部のコンビナートが被災することによるサプライチェーンの機能停止、背後の市街地や港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は地震や津波による被害の発生防止、被災した場合の早期復旧という観点から重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

課 題 1

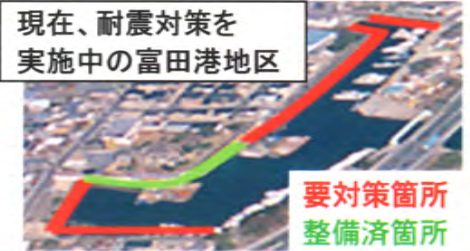
- 背後地へのアクセス道路が霞大橋 1 本のみ
⇒ 霞 4 号幹線の早期供用が必要
- ※ H26 年度見込み 事業進捗約 5 割 (事業費ベース)



課 題 2

- 管理組合が管理する海岸保全施設の総延長 19.6 km のうち、5.0 km が現行の耐震基準を満たしておらず、対策が必要

現在、耐震対策を実施中の富田港地区



課 題 3

- 係留施設延べ 11,413m のうち、経過年数 50 年以上が 4,760m
⇒ 【全体の 41%】
(参考) 全国平均約 7%



鉄筋コンクリートの劣化
栈橋式岸壁の下面

【提言・提案項目】

- 1 貨物輸送の即時性・定時性の確保、物流コスト・環境負荷の低減および災害時のアクセスのリダンダンシー機能に資する臨港道路霞 4 号幹線の早期整備に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。
- 2 海岸保全施設の老朽化対策・耐震対策を推進し、四日市港の背後地における住民生活や企業活動の安全を確保するため、防災・安全交付金(海岸事業)の補助率の引上げ(1/2→2/3)および長寿命化計画に基づく補助事業に対する予算確保を図ること。
- 3 災害に強い物流システム構築のための港湾施設の老朽化対策に対する国の支援の充実を図ること。
 - ① 防災・安全交付金(旧統合補助)の補助率の引上げ(1/3→1/2)および予算確保を図ること。
 - ② 維持管理計画書に基づく港湾施設の一般定期点検および詳細点検に対する補助制度の創設並びに予防保全計画に基づく補助事業に対する予算確保を図ること。
 - ③ 維持浚渫に対する補助制度の創設、直轄施工化および適債条件の緩和を図ること。

【四日市港管理組合】